

豊島区スポーツ推進計画

2025 - 2034

(素案)

令和7年3月改定予定

区長挨拶文

目次

第1章 スポーツ推進計画の改定にあたって.....	4
1. 計画改定の背景と目的.....	4
2. 計画の位置付け	4
3. 本計画におけるスポーツの定義について	5
4. 計画の期間.....	6
第2章 豊島区のスポーツを取り巻く現状と課題.....	8
1. 豊島区における社会情勢の変化.....	8
2. 国や東京都の動向.....	18
3. 豊島区のスポーツに関する現状と課題.....	21
4. 豊島区のスポーツ実施環境.....	33
5. 豊島区で活動しているスポーツ関係団体.....	39
第3章 スポーツ推進計画における具体的取組.....	43
1. 計画の基本理念	43
2. 本計画における数値目標.....	43
3. 施策体系	45
4. 取組事業	48
第4章 計画の推進体制	92
1. 計画の推進体制及び進捗管理.....	92
2. 計画の評価と見直し	93
参考資料.....	95
1. 豊島区スポーツ推進計画策定委員会 設置要綱.....	95
2. 豊島区スポーツ推進計画策定委員会 委員.....	97
3. 豊島区スポーツ推進計画策定委員会 審議経過	98
4. 豊島区民のスポーツに関する意識調査結果（抜粋）	98

第 1 章

スポーツ推進計画の改定にあたって

第1章 スポーツ推進計画の改定にあたって

1. 計画改定の背景と目的

豊島区はこれまで、平成 27 年（2015 年）に策定した「豊島区スポーツ推進計画」に基づき、誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツを楽しみ、そこから生まれる喜びや感動を共有し、心身共に健康な生活を営むことが出来るスポーツ都市の実現に向けたスポーツ施策を実施してきました。

新型コロナウイルス感染症の世界的拡大の影響により開催が 1 年延期となった東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催をはじめとして、2025 年には東京で世界陸上、そして日本でデフリンピックが初開催されるなど、国際的なスポーツイベントが日本国内で開催され、スポーツに対する気運もこれまで以上の高まりを見せています。さらに、パラスポーツやアーバンスポーツの普及、学校部活動の地域移行化など、スポーツを取り巻く環境は大きく変化しており、それと同時にスポーツが持つ可能性や人々に及ぼす影響はより一層大きくなっています。

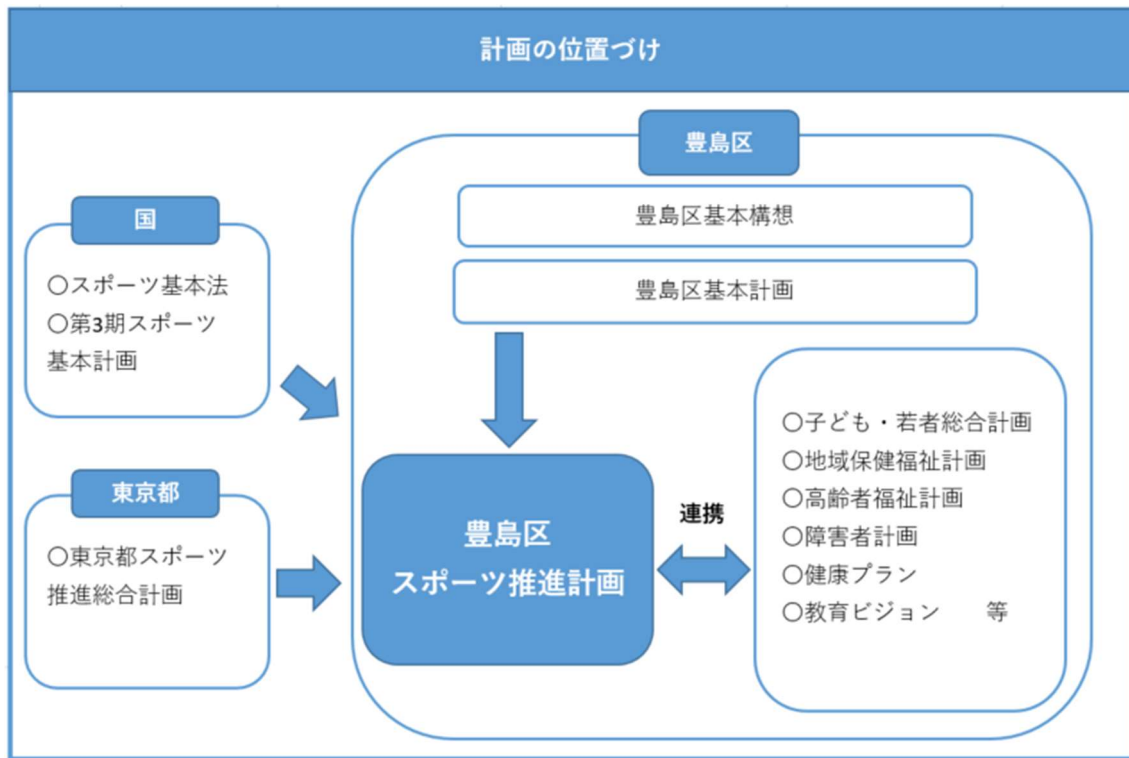
こうした中、区では、目指すべき将来像や基本方針を示す最高指針である「豊島区基本構想」と、将来像を実現するために必要な施策と目標を分野別に体系化し、数値目標等を示した最上位計画である「豊島区基本計画」を令和 7 年 3 月に策定しました。その中で示されているまちづくりの方向性において、スポーツ関連施策については「豊かな心と活発な交流を育む多彩な文化のまち」に位置付けられ、区民の誰もがスポーツに親しむことができる機会や環境を整え、スポーツを通じて健康で豊かな生活を実現すると示されています。

このような背景を踏まえ、区ではスポーツを取り巻く環境の変化に柔軟に対応しながら、スポーツを通じて区が目指すまちの姿を実現するために取り組んでいく施策を、令和 7 年（2025 年）から令和 16 年（2034 年）を計画期間とする新たな豊島区スポーツ推進計画として策定します。

2. 計画の位置付け

「豊島区スポーツ推進計画」は、国の「スポーツ基本計画」、東京都の「スポーツ推進総合計画」を踏まえ、本区におけるスポーツ施策を計画的に推進するための具体的な取組や方向性を示したものです。区の上位計画である「豊島区基本構想」、「豊島区基本計画」の内容を踏まえながら、区の関連計画とも連携する計画として位置付けます。

【位置付けイメージ図】



3. 本計画におけるスポーツの定義について

豊島区のスポーツの定義について

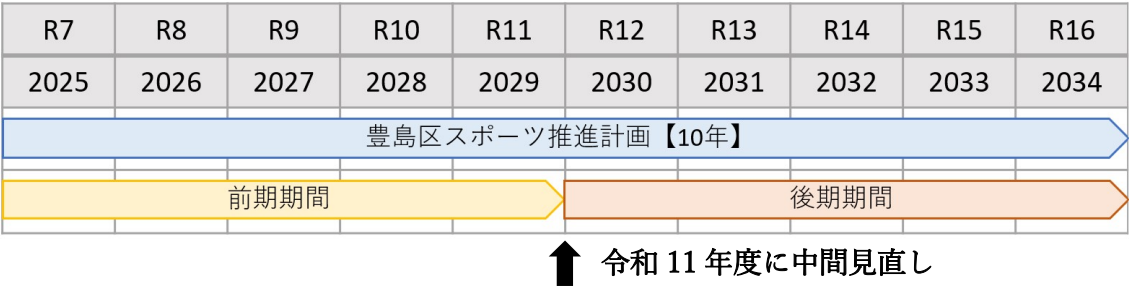
ルールに基づいて勝敗や記録を競う競技性のスポーツだけでなく、健康づくりや介護予防のためのウォーキング、トレーニング、軽い体操をはじめ、意識的に行う日常生活の中の階段の昇り降りや散歩、サイクリング、レクリエーションなど、自発的に楽しむ運動をスポーツとして扱います。

豊島区のeスポーツの考え方について

スポーツの要素が高く、誰でも気軽に楽しめる身体活動を伴い、心身ともに健康の維持増進につながるものを豊島区のeスポーツとして捉えます。

4. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和 7 年度（2025 年度）から令和 16 年度（2034 年度）までの 10 年間とします。ただし、社会情勢の変化などを踏まえ、前期 5 年の最終年度となる令和 11 年度（2029 年度）の時点で中間見直しを行うことを想定しています。



第2章

豊島区のスポーツを取り巻く現状と課題

第2章 豊島区のスポーツを取り巻く現状と課題

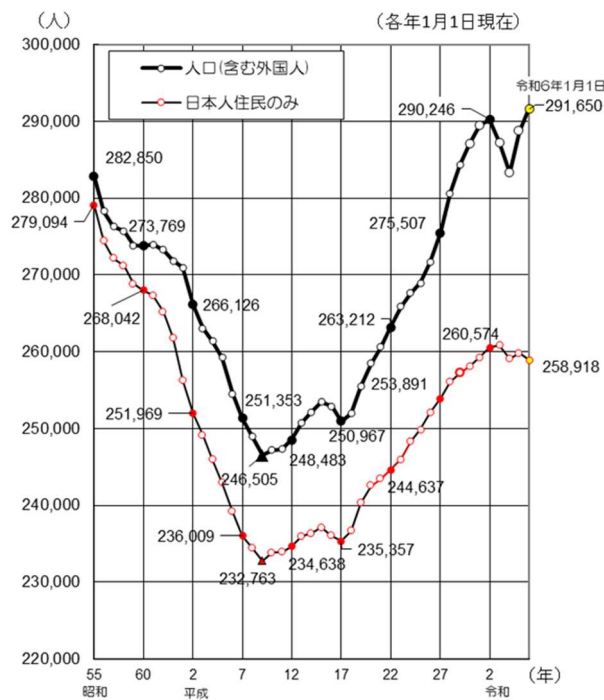
1. 豊島区における社会情勢の変化

人口の推移と人口密度

平成9年を底に平成14年まで増加傾向が続いていた区の人口は、平成15年、平成16年の2年間一時的に減少しました。その後、平成17年には再度増加に転じ、令和2年まで増加し続けました。令和3年、令和4年と減少しましたが、その後再び増加に転じ令和6年1月時点では291,650人となっております。今後も緩やかに増加し、令和27年をピークに減少する見込みとなっております。また、区の人口密度は令和6年1月現在22,417人/km²となっており、日本一の人口密度の高さになっています。

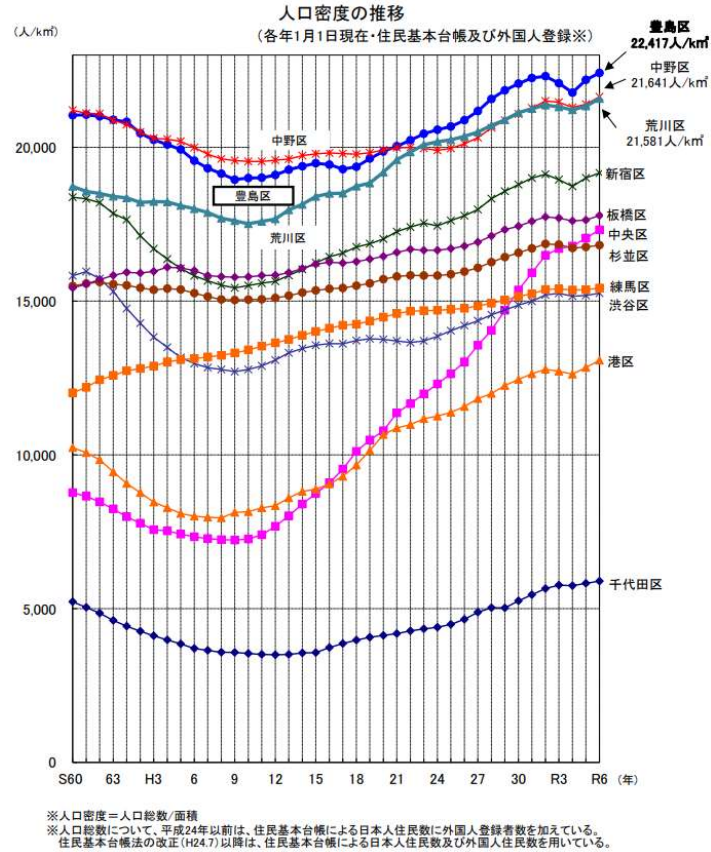
参考データ

図表1 【豊島区の人口の推移】



出典：豊島区未来戦略推進プラン 2024

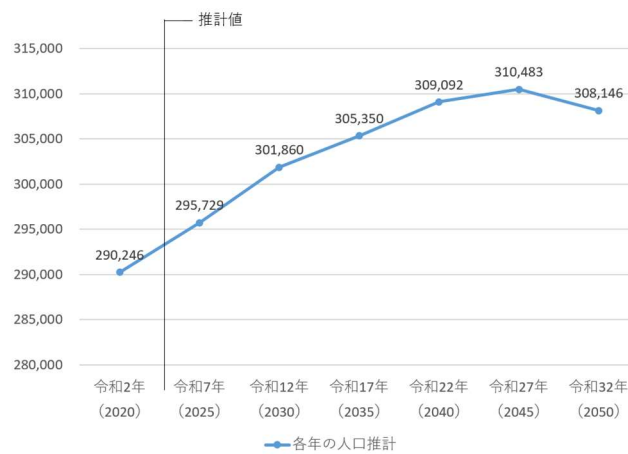
図表 2 【各区の人口密度の推移】



出典：【人口】東京都の統計、【面積】特別区の統計

(としま政策データブック 2024 より抜粋)

図表 3 【豊島区の将来人口推計】



出典：豊島区基本構想審議会資料を基に作成

世帯類型別の推移

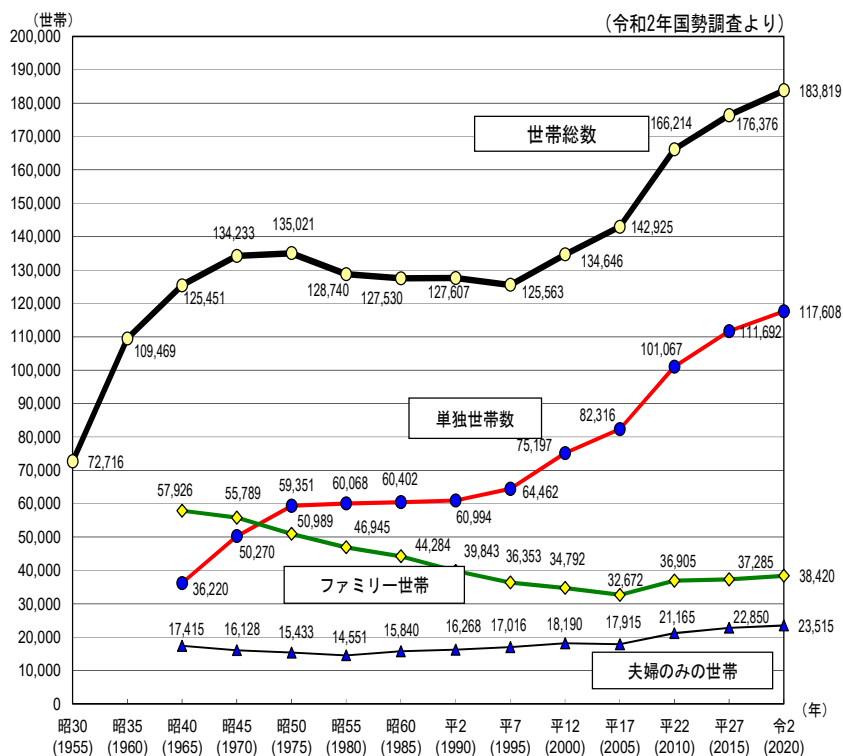
区の世帯数は、平成7年に125,563世帯まで減少したあと、令和2年まで一貫して増え続けています。

世帯類型別にみると、「単独世帯」「ファミリー世帯」「夫婦のみの世帯」すべての世帯類型で世帯数が増加しています。特に「単独世帯」の増加が著しく、全世帯に占める割合は令和2年で約64%となっています。一方、「ファミリー世帯」は増えているものの、その割合は21%となっています。

23区の中で比較すると、「単独世帯」の割合は新宿区、渋谷区に次いで高く、「ファミリー世帯」の割合は新宿区、渋谷区に次いで低くなっています。

参考データ

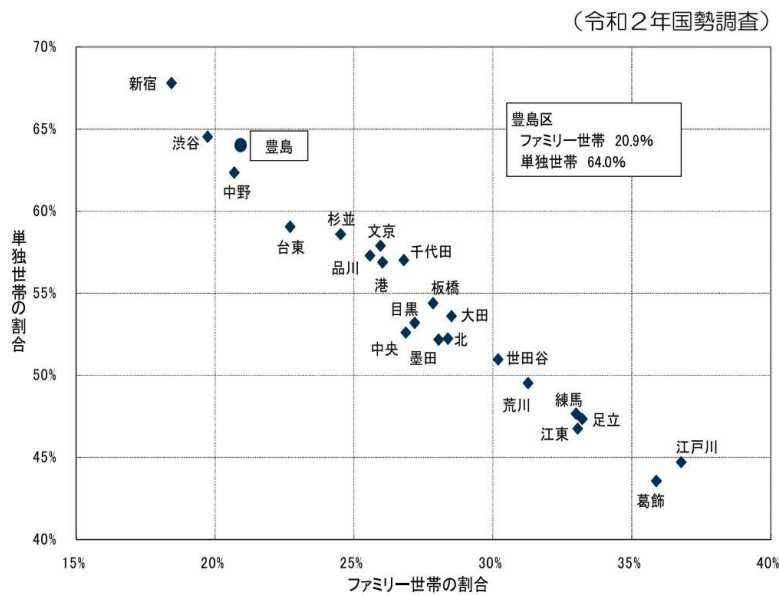
図表4【豊島区の世帯類型別推移】



出典：令和2年国勢調査

(豊島区未来戦略推進プラン2024より抜粋)

図表 5 【単独世帯とファミリー世帯の割合】



出典：令和2年国勢調査

(豊島区未来戦略推進プラン 2024 より抜粋)

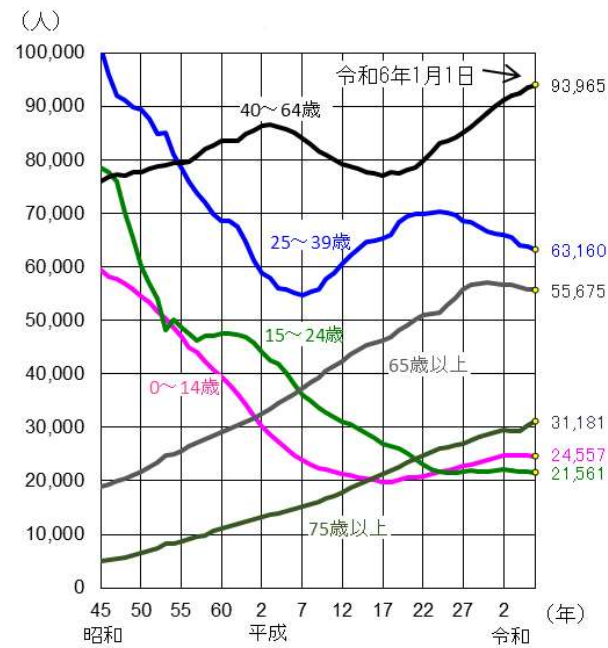
少子高齢化の進行

年齢構成別の人口の推移をみると、0～14歳は平成19年以降増加傾向にありましたが、令和4年に減少となりました。令和5年は増加しましたが、令和6年は再び減少となりました。15～24歳は令和3年以降微減が続いています。40～64歳は平成20年以降一貫して人口が増加し続けています。65歳以上は平成31年以降減少が続いている一方で、75歳以上は増加傾向が続いており、高齢者人口における後期高齢者の割合が増加しています。令和27年以降、0～14歳が減少していくのに対して、75歳以上の高齢者が増加する見込みとなっており少子高齢化が一層進行する推計となっています。

また、令和2年の国勢調査では「単独世帯」の65歳以上の高齢者が35.6%、75歳以上の高齢者が38.1%と日本一高い割合となっています。

参考データ

図表6【豊島区の年齢別の人口の推移】



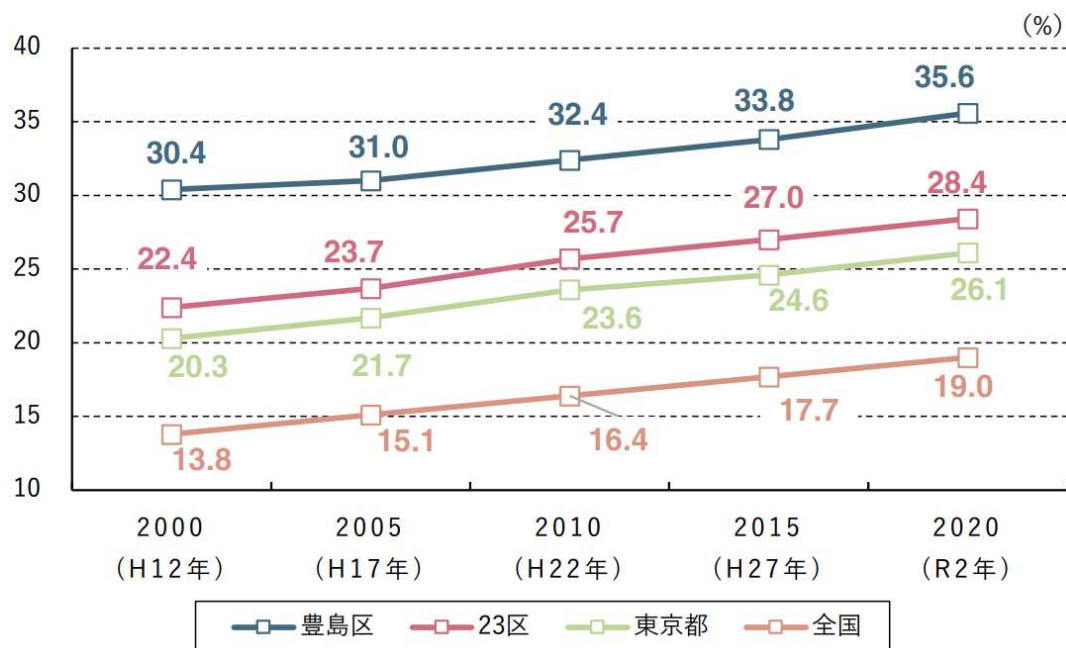
出典：豊島区未来戦略推進プラン 2024

図表7【年齢別豊島区の将来人口推計】



出典：豊島区基本構想審議会資料

図表 8 【高齢者人口における一人暮らし割合の推移】



出典：令和 2 年国勢調査

(豊島区高齢者福祉計画・第 9 期介護保険事業計画より抜粋)

障害者の現況

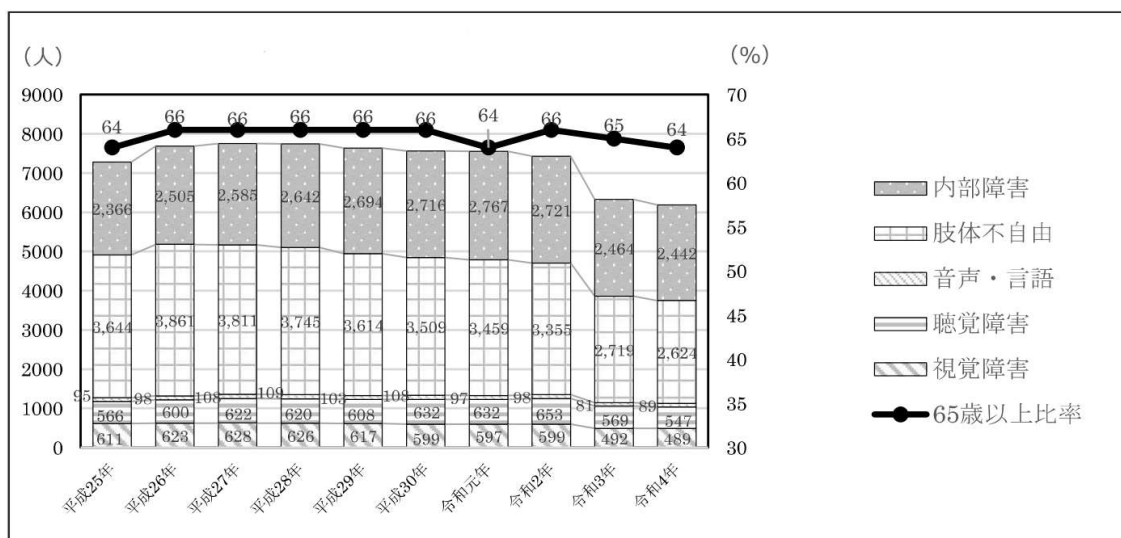
本区の身体障害者手帳所持者数は、令和 4 年度現在 6,191 人となっています。平成 27 年度より微減が続いており、65 歳以上の割合が 60%以上となっています。障害部位別では肢体不自由が 4 割程を占め、内部障害がこれに続いています。

愛の手帳所持者数は、令和 4 年度現在 1,244 人となっています。年々増加している傾向が見られ、18 歳以上の割合が 80%を超えています。

障害者の方も気軽に参加することができるイベントの実施などを通じて、障害者の方も安心してスポーツを行うことができる環境を整えていくことが重要となります。

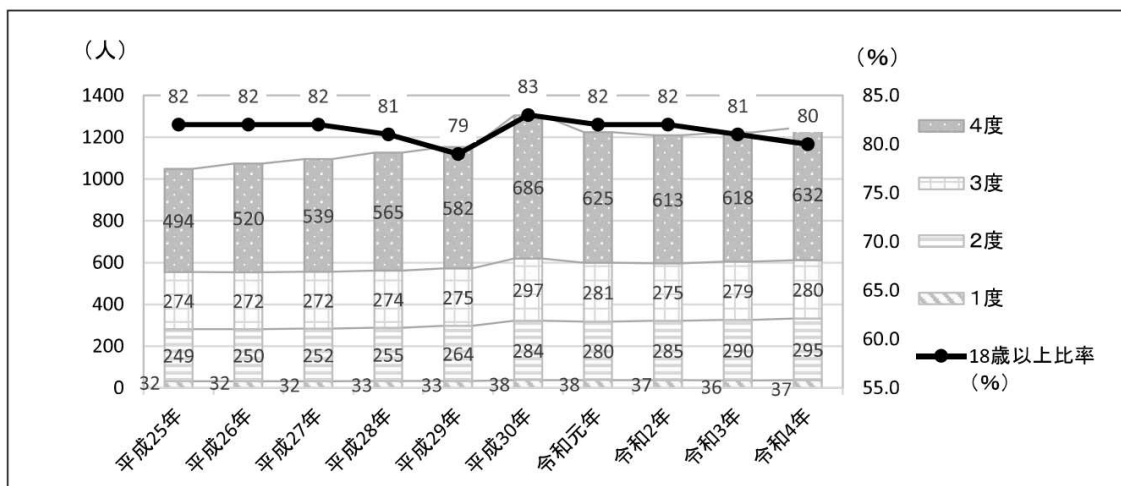
参考データ

図表 9【豊島区身体障害者所持者数】



出典：障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

図表 10【豊島区愛の手帳所持者数】



出典：障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

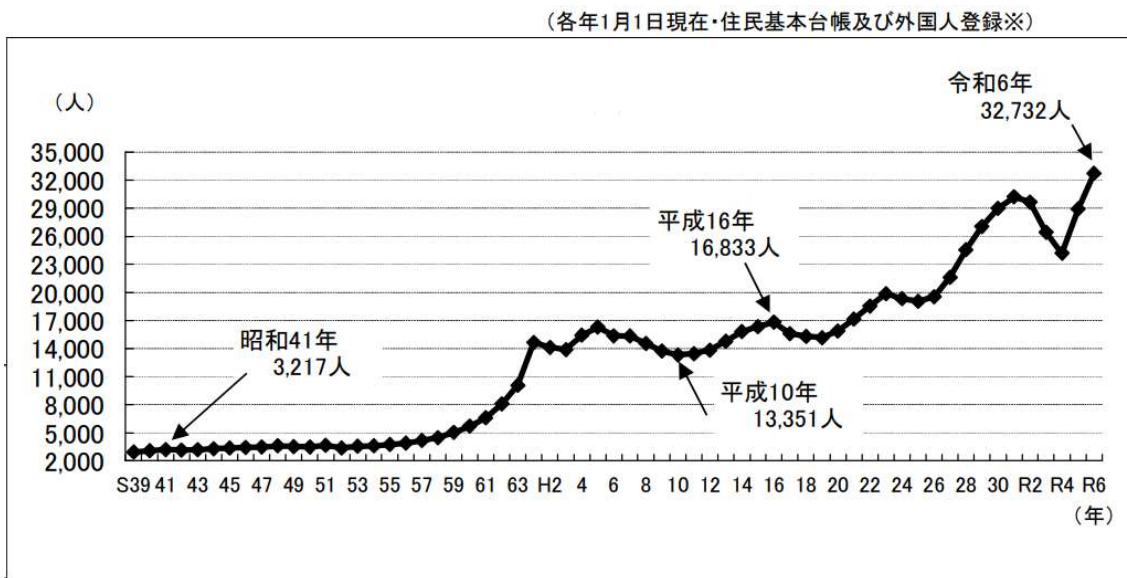
増加する外国籍区民

本区の外国籍区民は、増加と減少を繰り返し令和5年以降は増加となり、令和6年は過去最高となる32,732人となりました。国籍は、中国・ミャンマー・ネパール・ベトナムなど131の国と地域に広がり、異なる言語・文化・習慣を背景とする外国人の方々が暮らしています。

外国籍の方々が数多く生活している本区の特徴を生かし、様々な人や生活スタイルを認め合う多様性の文化が広がり、人と人がお互いのことを分かり合い、支え合うことができる共生社会の実現に向けた取り組みが重要となってきます。

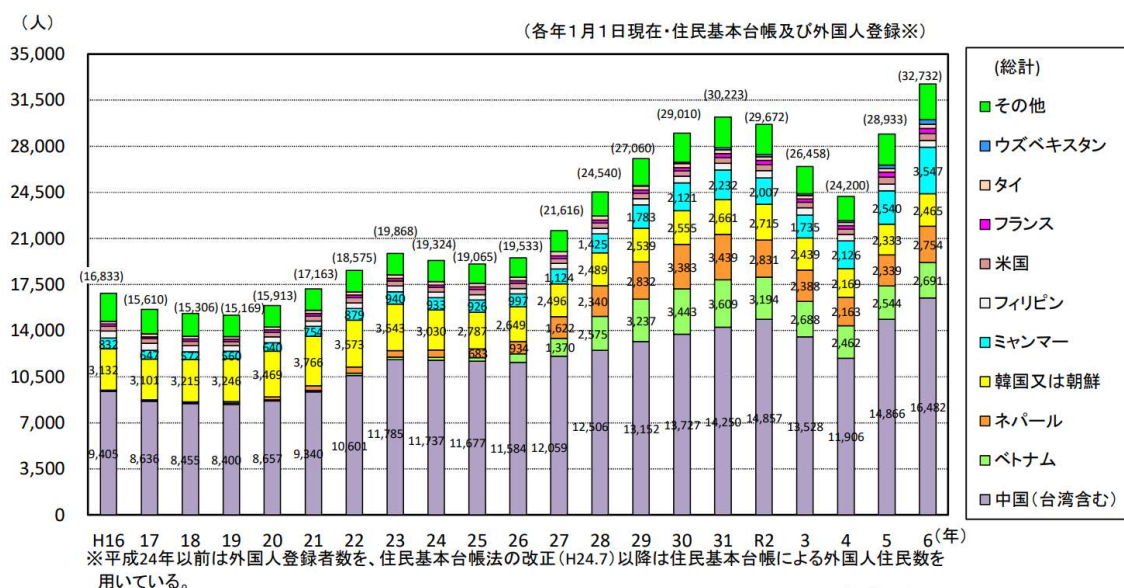
参考データ

図表 11 【外国籍区民の推移】



出典：としま政策データブック 2024

図表 12 【国籍別の外国籍区民の推移】



出典：企画課作成資料

(としま政策データブック 2024 より抜粋)

多様なスポーツ機会の創出

近年、同時期に複数の競技種目を実施するようなマルチスポーツに関する取組が注目されてきています。スポーツに触れる機会を増やし、スポーツを楽しく続けることができる環境を整えていくため個人のニーズに応じながら多様なスポーツに親しむことができる機会や環境を構築していくことが重要となってきます。複数の競技種目を体験することは身体機能の向上やケガの防止だけでなく、複数のコミュニティへ所属を通じて、自身の社会性や協調性等を育む機会となります。

また、VR※1やAR※2など最新のデジタル技術を活用したeスポーツ※3や、スケートボード、スポーツクライミングなどのアーバンスポーツ※4は「遊び」というカテゴリーではなく「スポーツ」として認知する人も増加しています。

とくにeスポーツを取り巻くスポーツ界の環境は急速に変化しており、eスポーツの市場規模も右肩上がりです。

本計画では、本区におけるeスポーツの考え方を明記しています。スポーツに関する施策を展開していくなかで、eスポーツを効果的に活用しながら、子どもから高齢者、障害者がスポーツに親しむ機会を充実させていきます。

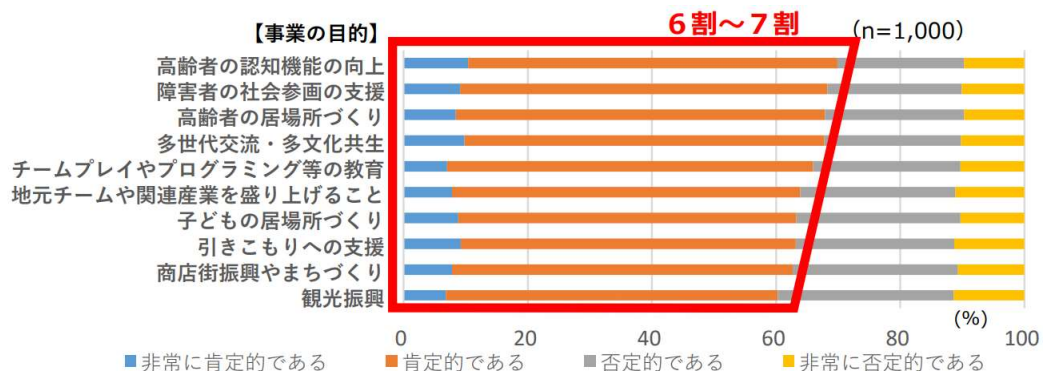
参考データ

図表 13 【e スポーツ市場規模推移】



出典：日本eスポーツ白書 2023／角川アスキー総合研究所を基に作成
(東京都スポーツ振興審議会の資料より抜粋)

図表 14 【行政がe スポーツ事業に取り組むことについての印象】



出典：「地域課題の解決に向けたeスポーツの可能性に関する調査研究報告書」

(2024年3月、公益財団法人東京都市町村自治調査会)を基に作成 (東京都スポーツ振興審議会の資料より抜粋)

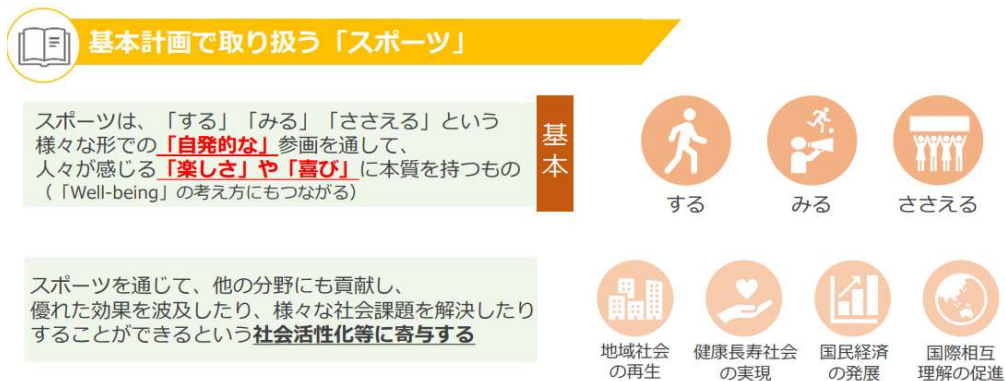
- ※1 仮想現実 (Virtual Reality) のこと。コンピューターによって創り出された仮想的な空間などを現実であるかのように疑似体験できる仕組みを指します。
- ※2 拡張現実 (Augmented Reality) のこと。仮想空間の情報やコンテンツを現実世界に重ね合わせて表示することなどにより、現実を拡張する技術や仕組みを指します。
- ※3 エレクトロニック・スポーツの略で、広義には、電子機器を用いて行う娯楽、競技、スポーツ全般を指す言葉であり、コンピューターゲーム、ビデオゲームを使った対戦をスポーツ競技として捉える際の名称です。本計画では区としてのeスポーツの考え方を掲載し、区の考え方に基づいた施策を展開しています。
- ※4 都市型スポーツのこと。BMX、スケートボード、パルクール、ブレイクダンスなど都市での開催が可能なスポーツを指します。

2. 国や東京都の動向

国の計画

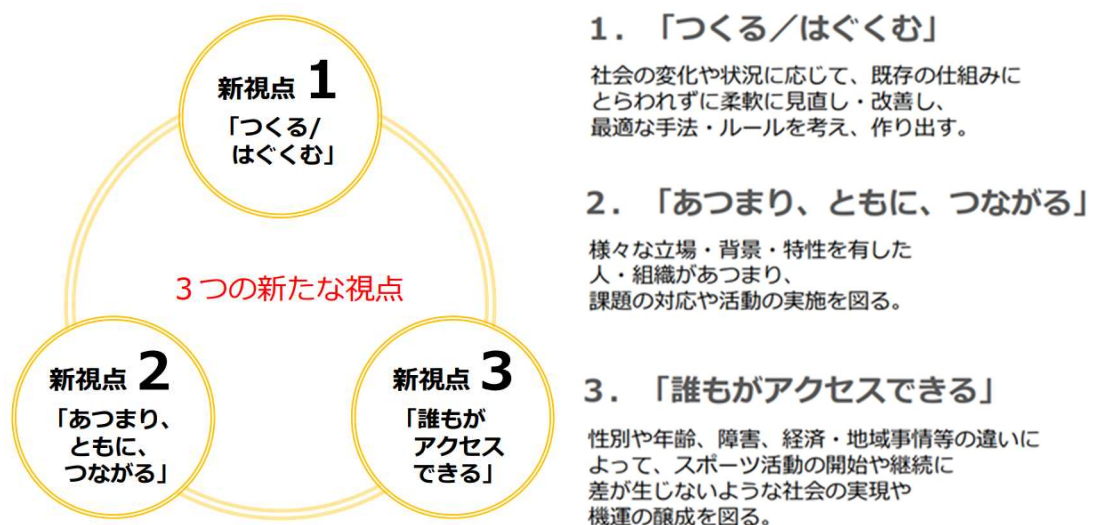
国は「第3期スポーツ基本計画」を令和4年3月に策定しました。同計画は全ての人が自発的にスポーツに取り組むことで自己実現を図り、スポーツの力で輝くことにより、前向きで活力ある社会と、絆の強い社会を目指しています。今後のスポーツの在り方を見据え、令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までの5年間で国等が取り組むべき、施策や目標等を定めた計画となっています。

▷第3期スポーツ基本計画でのスポーツの捉え方



▷第3期スポーツ基本計画における3つの新たな視点

国民がスポーツを「する」「みる」「ささえる」ことを真に実現できる社会を目指すために、以下に示す3つの新たな視点が重要とされています。



出典：第3期スポーツ基本計画

東京都の計画

東京都は「東京都スポーツ推進総合計画」を令和7年3月に策定しました。未来の東京を見据え、スポーツ推進の観点から東京都として目指すべきビジョンと、その実現のために令和7(2025)年度から令和12(2030)年度までの6年間で取り組むべき基本方針及び施策展開の方向性を示しています。

▷スポーツの捉え方①

スポーツの範囲について

スポーツをルールに基づいて勝敗や記録を競うものだけでなく、余暇時間や仕事時間等を問わず健康を目的に行われる身体活動、更には遊びや楽しみを目的とした身体活動（相応のエネルギー消費を伴うもの）まで、その全てを幅広く含むものとしています。

【スポーツの範囲】



出典：東京都スポーツ振興審議会資料

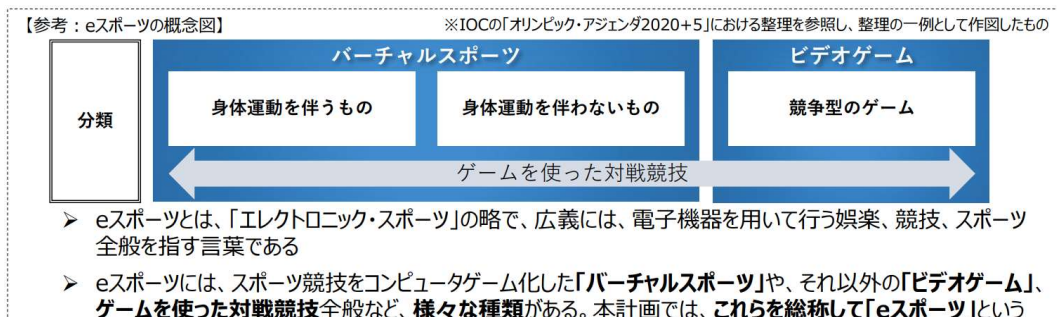
▷スポーツの捉え方②

e スポーツについて

e スポーツには、スポーツ競技をコンピュータゲーム化した「バーチャルスポーツ」や、それ以外の「ビデオゲーム」、ゲームを使った対戦競技全般など、様々な種類があり同計画では、これらを総称して「e スポーツ」といいます。

身体運動を伴うものをはじめ、スポーツの価値を実現する e スポーツの取組を展開していく予定です。

【e スポーツの種類イメージ図】



出典：東京都スポーツ振興審議会資料

▷基本理念と将来のビジョン

スポーツを取り巻く環境変化やスポーツの意義・価値を捉え、同計画の基本理念を「誰もがスポーツを『楽しむ』東京を実現し、一人ひとりのウェルビーイングを高め、社会を変革する」とし、「世界に誇るスポーツフィールド・東京」を目指し、4つのビジョンを設定しています。

【将来のビジョン】



出典：東京都スポーツ振興審議会資料

【実現するための4つの政策の柱】

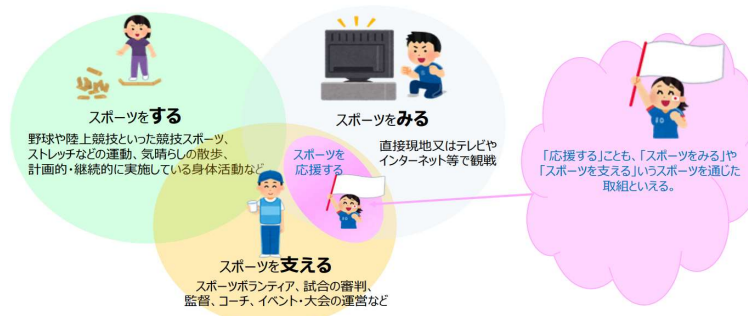
健康・幸福	スポーツで 輝く	生涯を通じて、自らに合ったスポーツを楽しみ、健康・幸福に生きる。
共生社会	スポーツで つながる	スポーツを楽しむことを通じて、互いにつながり、相互理解が進む。
地域・経済活性化	スポーツで にぎわう	世界の人々が交わり、スポーツを楽しむことで、東京が活性化する。
スポーツの持続可能性	スポーツを 支える	安全・安心・信頼の地盤をつくり、スポーツの持続可能性を高める。

出典：東京都スポーツ振興審議会資料

▷スポーツ参画方法

スポーツ参画の方法には「する」「みる」「支える」があり、「応援する」ことも「みる」「支える」取組といえます。「する」「みる」「支える」を組み合わせることで、充実感・幸福感をより得られるようにしていきます。

【スポーツ参画の方法】



出典：東京都スポーツ振興審議会資料

3. 豊島区のスポーツに関する現状と課題

スポーツ推進計画の改定にあたり、区民のスポーツに関する意識や実態等を把握するため令和5年度に「豊島区民のスポーツに関する意識調査（以下、意識調査という）」を実施しました。意識調査や本区のスポーツに関する動向などを踏まえ現状と課題を整理しています。

スポーツをする

▷スポーツの実施率

- 週1日以上スポーツを実施する18歳以上の割合 ▷ 59.6%
- 週1日以上スポーツを実施する障害のある20歳以上の割合 ▷ 32.5%（※1）

週1日以上スポーツを実施する18歳以上の割合は、コロナ禍に著しく下降していますが、令和3年度以降は上昇し、令和5年度に行った意識調査では59.6%と平成24年に行った前回の調査より9.4%上昇しておりスポーツの実施に前向きな傾向が結果として表れています。しかしながら、2015年に策定したスポーツ推進計画で定めた目標値である70%には2025年の時点届いていない状況です。

スポーツの実施率について年代別にみると、特に行っていない割合が高いのは20代～40代であり、行っていない理由として「仕事や家事が忙しくて時間が取れない」が53.6%と最も高く、次いで「体調や体力に不安がある」が28.2%となっています。

また、週1日以上スポーツを実施する障害のある20歳以上の割合は、32.5%となっています。2015年に策定したスポーツ推進計画で定めた目標値である30%には到達しましたが、引き続き障害者がスポーツを行うことができる体制を整え、スポーツ活動を支援していくことが大切になってきます。障害者のスポーツ実施環境については、以前豊島区が障害者を対象に、運動・スポーツをする際に困ること、行いにくいと感じることについて調査をしています。「体調や体力に不安がある」と回答した割合が一番多い結果となりました。

更なるスポーツ実施率の向上のため、誰もが気軽にスポーツに親しむことができる機会の充実や、スポーツ実施環境の整備、身近なスポーツ施設の利用促進や充実が課題となっています。

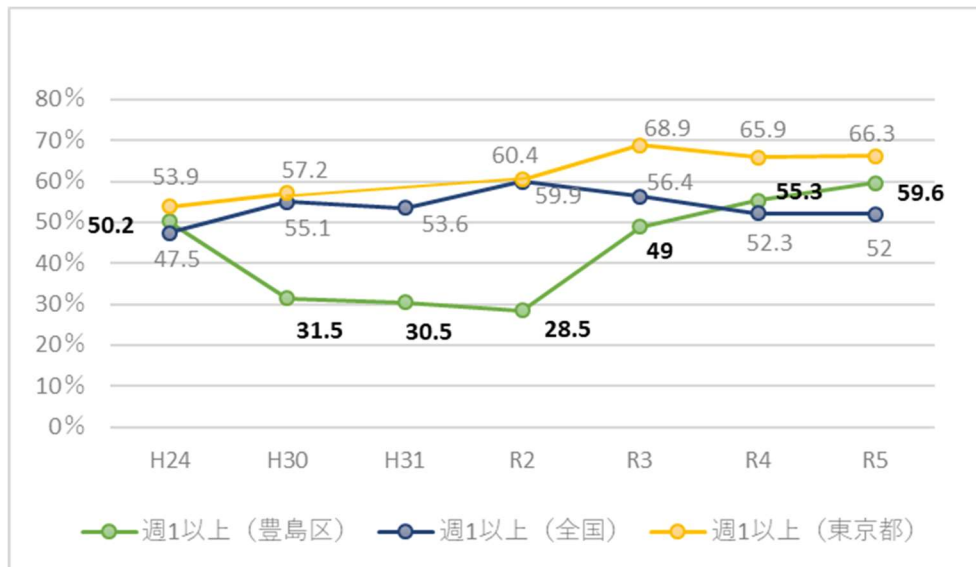
（※1）スポーツ庁実施 令和5年度「障害児・者のスポーツライフ調査」より

課題

- ▷誰もが気軽にスポーツに親しむことができる機会の充実
- ▷障害者でも楽しめるスポーツの促進
- ▷スポーツ実施環境の整備
- ▷身近なスポーツ施設の利用促進や充実

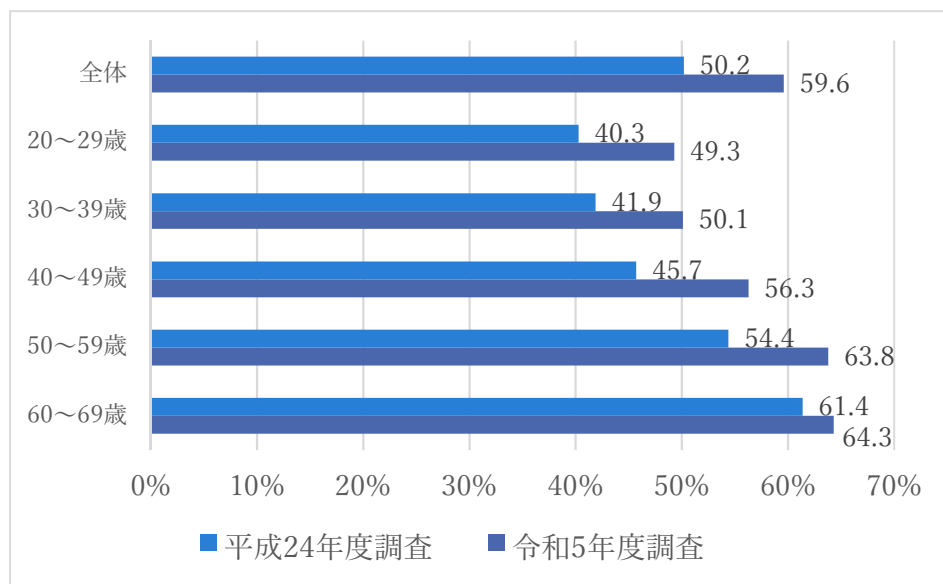
参考データ

図表 15 【スポーツ実施率の推移】



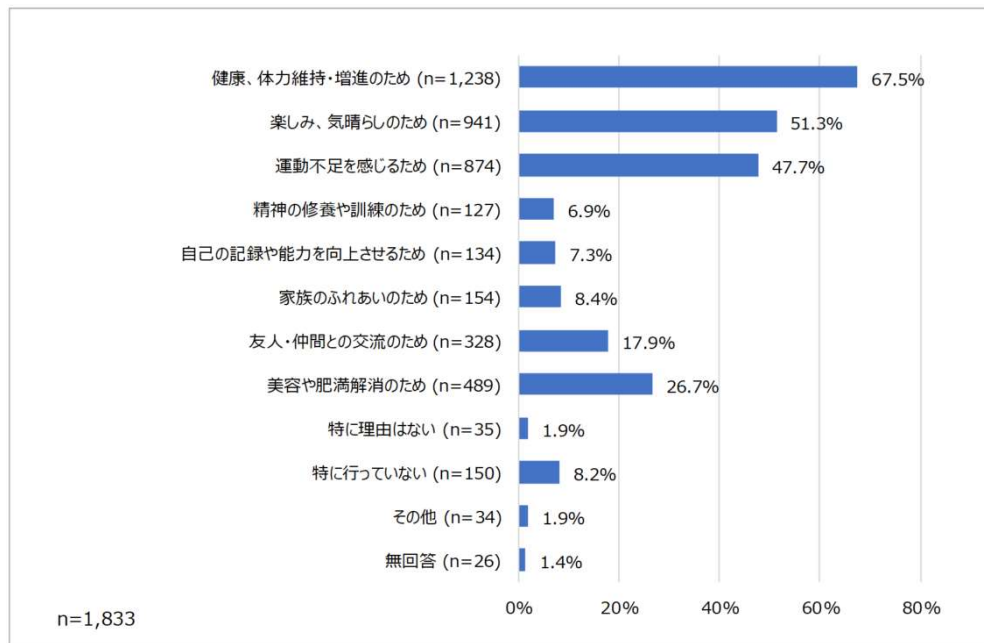
出典：豊島区民のスポーツに関する意識調査を基に作成

図表 16 【過去のスポーツ実施率との比較】



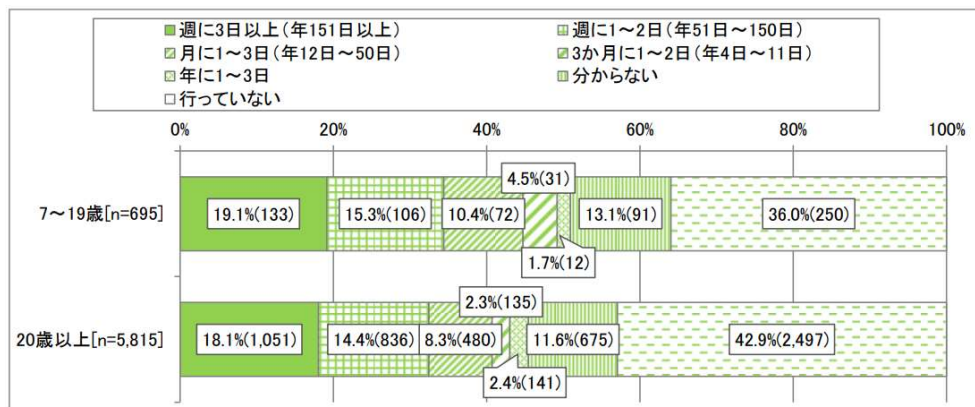
出典：豊島区民のスポーツに関する意識調査を基に作成

図表 17 【運動やスポーツを行っている理由】



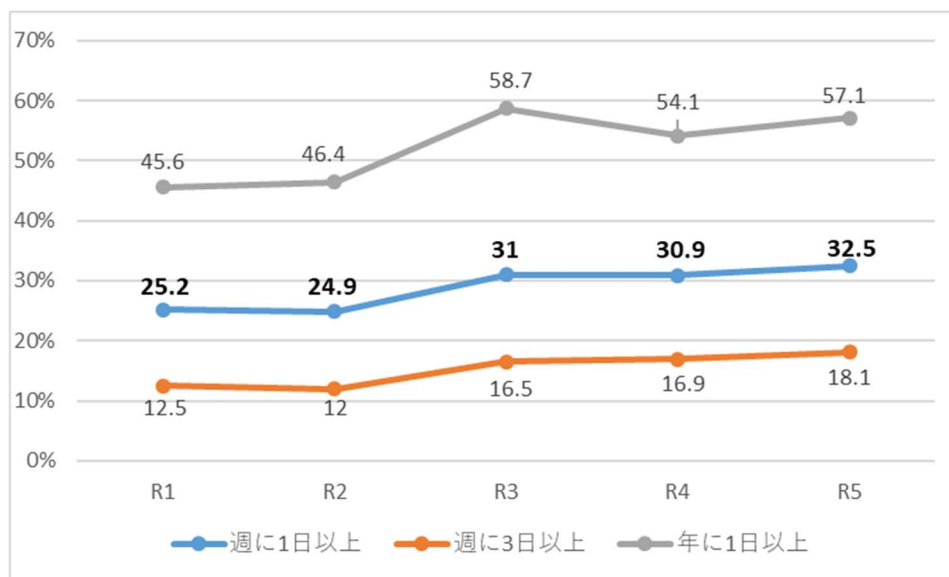
出典：豊島区民のスポーツに関する意識調査

図表 18 【全国の令和 5 年度障害者のスポーツ実施率】



出典：スポーツ庁実施 障害児・者のスポーツライフ調査

図表 19 【障害者のスポーツ実施率の推移】



出典：スポーツ庁実施 障害児・者のスポーツライフ調査を基に作成

スポーツをみる

▷スポーツの観戦状況

1年間に観戦したスポーツについては、「野球・ソフトボール」が45.9%と最も高くなっています。次いで「特に観戦しなかった」が30.8%となっています。しかしながら、東京2020オリンピック、パラリンピックでの観戦状況を見てみると、「テレビ、ラジオ、インターネットなどで観戦した」が66.9%となっており、オリンピック、パラリンピックへの興味関心が高いことが伺えます。

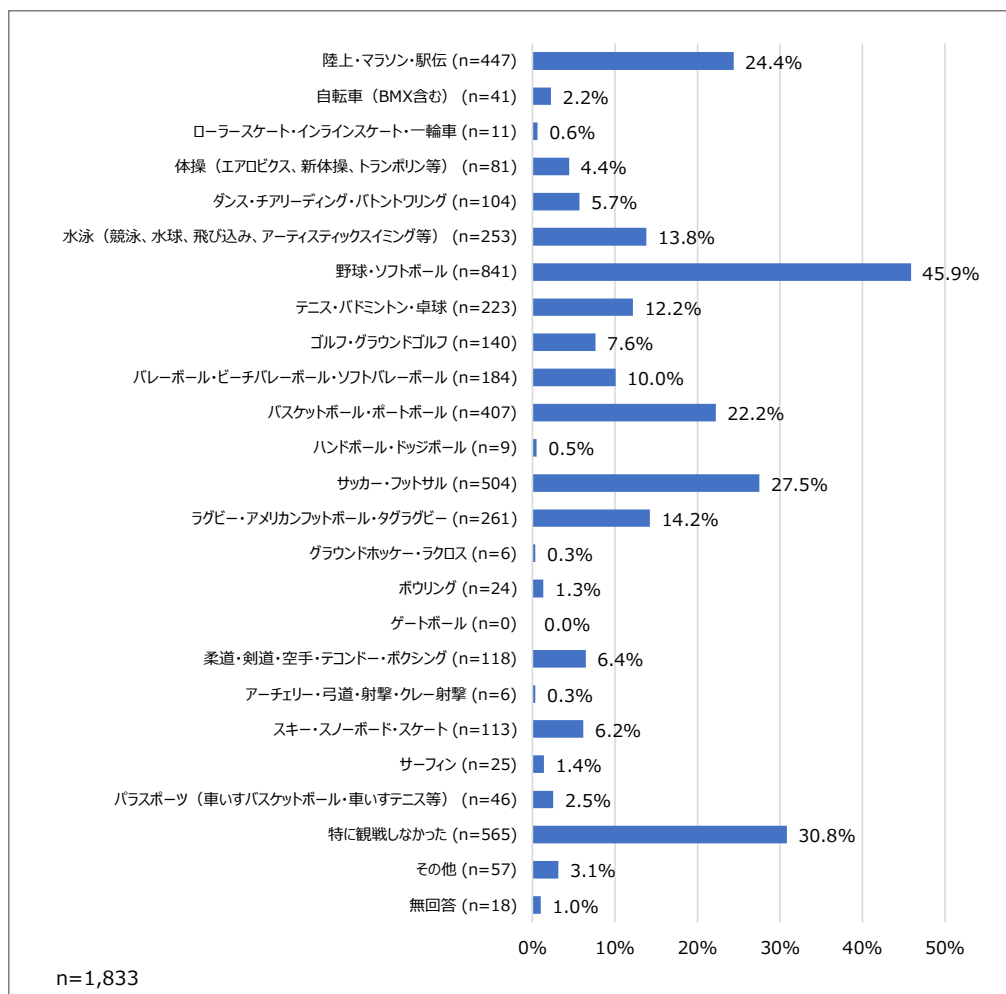
また、パラスポーツの実施、観戦状況については、「実施したことはないが、観戦したことがある」が24.7%、「実施したことも観戦したこともない」が68.8%と観戦したことがない割合が非常に高い数値となりました。

近年、オリンピック、パラリンピックを通じてスポーツ観戦への興味関心が高まっています。オリンピック、パラリンピックのような大規模な大会でなくても、日常的にスポーツ観戦ができる（スポーツを見ることが出来る）機会の充実が課題となっています。

課題

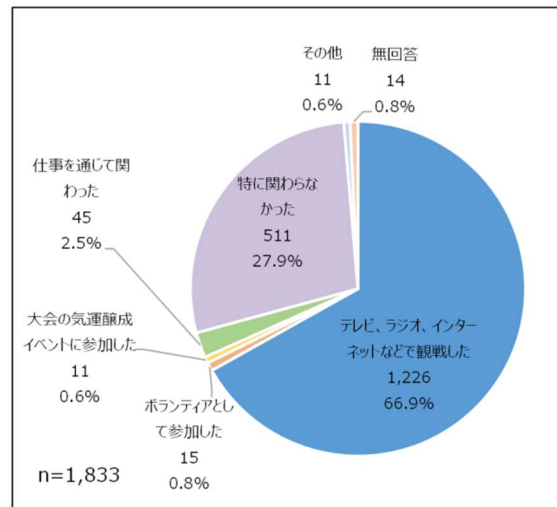
- ▷スポーツ観戦機会の充実
- ▷スポーツ観戦に関しての情報発信
- ▷スポーツを観戦したくても出来ない人へのアプローチ

図表 20 【観戦したスポーツの種類】



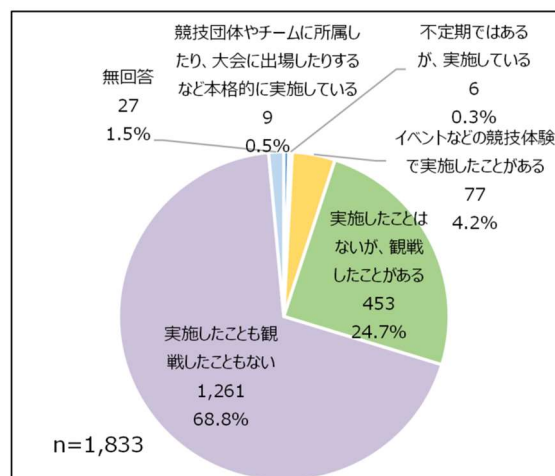
出典：豊島区民のスポーツに関する意識調査

図表 21 【東京 2 0 2 0 オリンピック・パラリンピック競技大会へのかかわり方】



出典：豊島区民のスポーツに関する意識調査

図表 22 【パラスポーツの実施もしくは観戦状況】



出典：豊島区民のスポーツに関する意識調査

スポーツをささえる

▷スポーツボランティアの活動状況

スポーツに関するボランティア活動については「参加したことがあり、今後も積極的に参加したい」が6.1%となっており、2015年に策定したスポーツ推進計画で定めた目標値である50%には2025年の時点で届いていない状況です。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、多くの方がスポーツボランティアへの関心を抱き、実際に行動に移すことが期待されていましたが、新型コロナウイルス感染症の流行による影響を受け、スポーツボランティアの活動機会が無くなってしまったことが原因としてあげられます。

また、「参加したことは無く、今後も参加するつもりはない」が55.5%となっておりスポーツボランティアの活動に関して消極的な結果も出ています。一方で、「参加したことはないが、機会があれば参加したい」と答えた36.8%の方に、どのようなボランティア活動に参加したいかを聞いたところ、「大会・イベントの運営や手伝い」が61.7%と最も多くなっています。

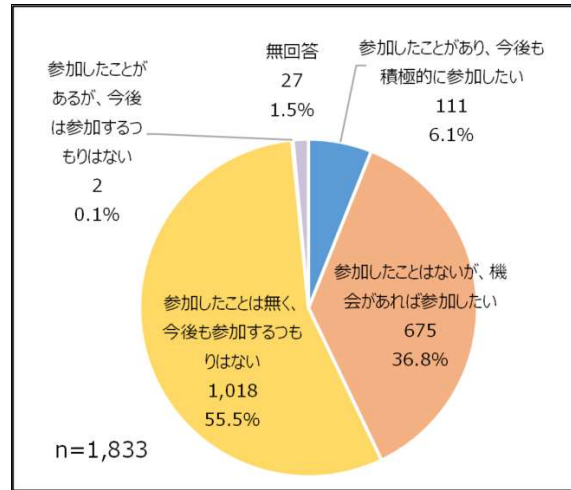
2025年には世界陸上、デフリンピックといった国際的なスポーツイベントが東京で開催され、大会のレガシーを後世に引き継いでいくためにもスポーツを「ささえる」取組の普及・啓発などの取り組みが大切になってきます。

課題

- ▷スポーツを「ささえる」取組の普及・啓発活動
- ▷スポーツボランティアについての情報発信

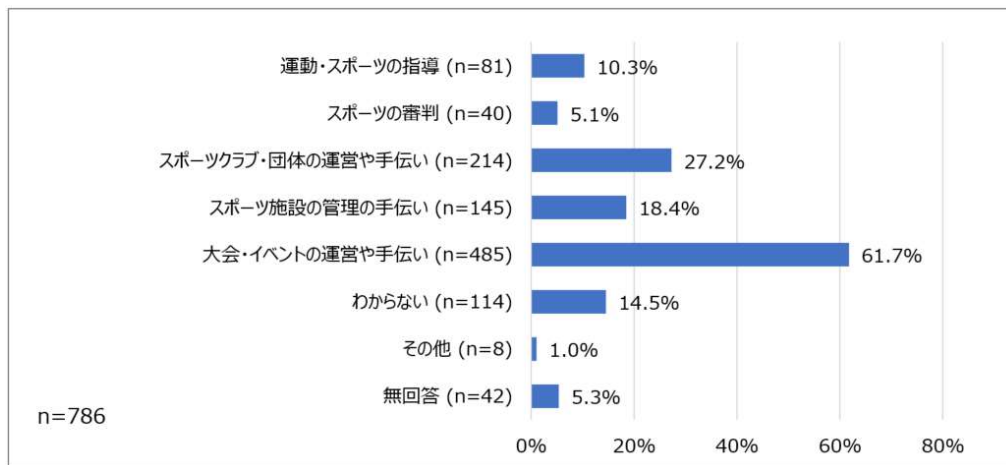
参考データ

図表 23 【豊島区のスポーツボランティア実施率】



出典：豊島区民のスポーツに関する意識調査

図表 24 【参加してみたいボランティア活動】



出典：豊島区民のスポーツに関する意識調査

子どもの体力について

▷体力調査の結果について

近年コロナ禍の影響で外出する機会が減り自宅で過ごす時間が増えたことなどの影響を受けてか、子どもたちの体力低下が全国的にも課題となっています。

子どもの体力・運動能力、生活・運動習慣等調査の結果を総合得点でみると小学生については、男子の小学6年生を除いては男女ともに東京都の平均を上回り、中学生については、男女ともに豊島区は東京都の平均を下回っています。

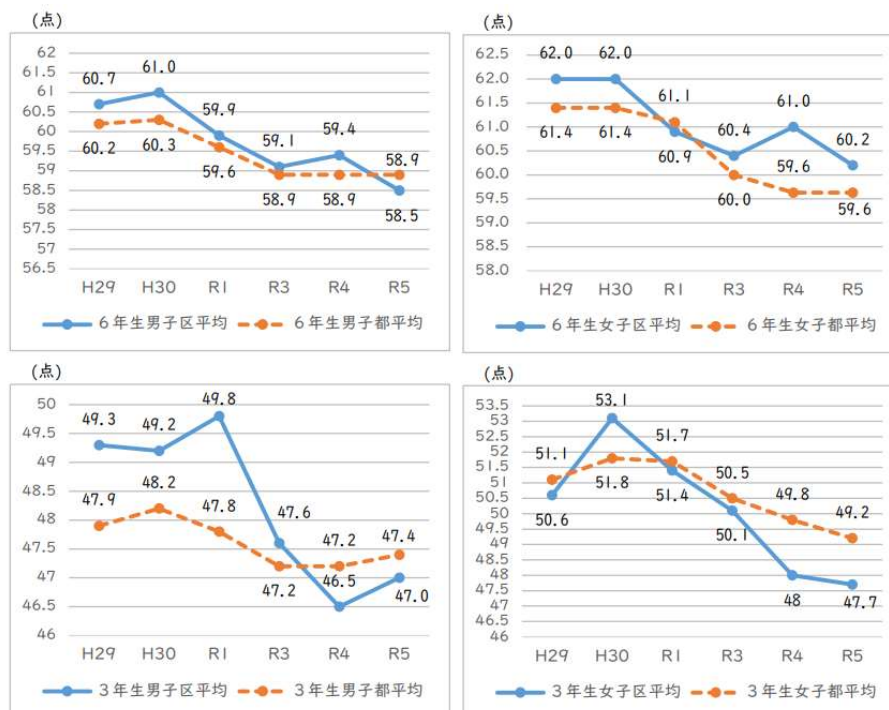
コロナ禍前の合計点と比較すると、小学生・中学生ともに減少しており、コロナ禍以前の水準には回復できていない傾向にあります。

課題

- ▷子どもの体力向上にむけた各学校での取組の実施
- ▷子どもがスポーツに触れる機会の創出

参考データ

図表 25 【豊島区体力合計点（平均）の推移及び都平均との比較】



※体力合計点とは、小学校8種目、中学校8種目の記録を男女別に点数化（1～10点）し、その合計点を80点満点で数値化したもの

出典：指導課作成資料

部活動の地域移行について

▷部活動地域移行の推進

本区では、教育委員会や学校関係者などで構成する豊島区部活動地域連携推進協議会を設置し、部活動の在り方や方針などを検討し、令和6年度現在、「としま土曜部活」や「2024 としま地域クラブ」といったモデル事業を開始しています。

教員の働き方改革や専門性の欠如により生徒たちがスポーツや文化に触れる機会を失わないよう、また生涯にわたって必要となる経験を積めるよう「持続可能な部活動」と「多彩な経験ができる地域クラブ」の両輪で国が示す「部活動改革推進期間（令和5年度～令和7年度）」に、地域連携・地域移行を推進します。

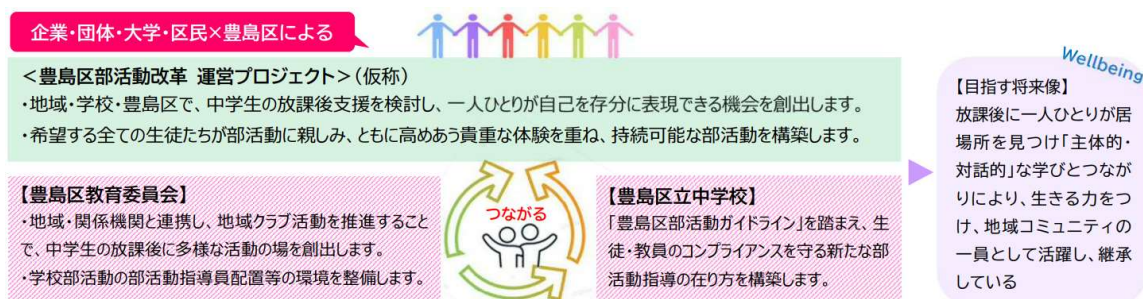
どのようなところに地域移行の問題や課題があるかについて、本区での意識調査の結果をみると、「指導者の確保やレベル」が49%と最も高く、次いで「児童生徒の安全上の不安」が37.3%となっています。教員実態調査や生徒・保護者に向けたアンケートも実施する予定であり、アンケート結果などを参考にして地域移行についての理解を深め、より実効性のある推進体制を構築していくことが重要になってきます。

課題

- ▷部活動の地域移行についての理解
- ▷部活動改革推進期間以降の推進体制の具体的な検討

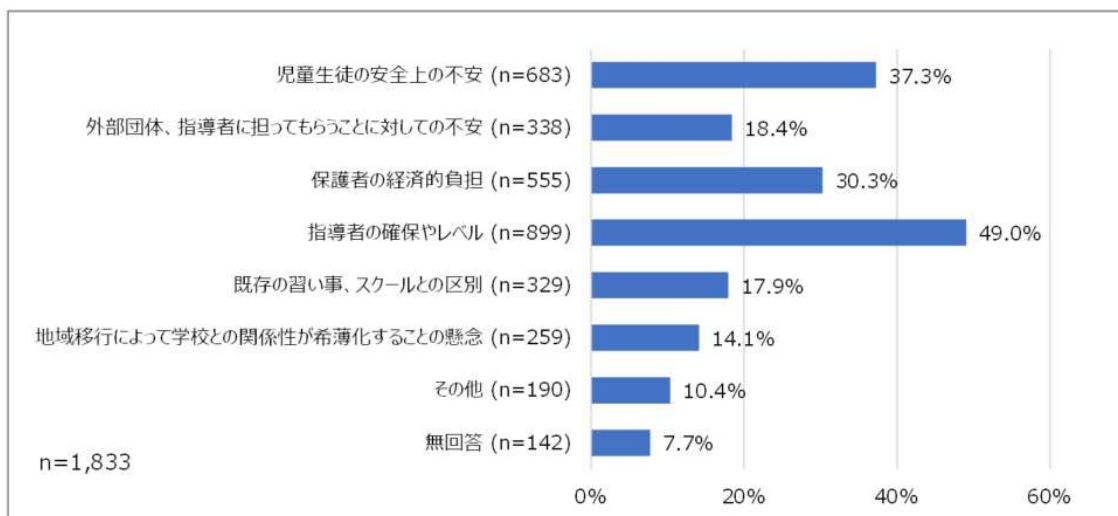
参考データ

図表 26 【豊島区が目指す部活動の将来像】



出典：放課後対策課作成資料

図表 27 【学校部活動の地域移行を行ううえでの問題、課題】



出典：豊島区民のスポーツに関する意識調査

体育施設について

▷区内体育施設の老朽化

現在、豊島区では区内 8 か所、区外 2 か所の合計 10 か所の体育施設があります。令和 6 年 10 月 1 日には新規施設となる「千早スポーツフィールド」がオープンし、国際規格のサッカー場を有する運動場や庭球場、管理棟や駐車場を備えた屋外体育施設が誕生しました。

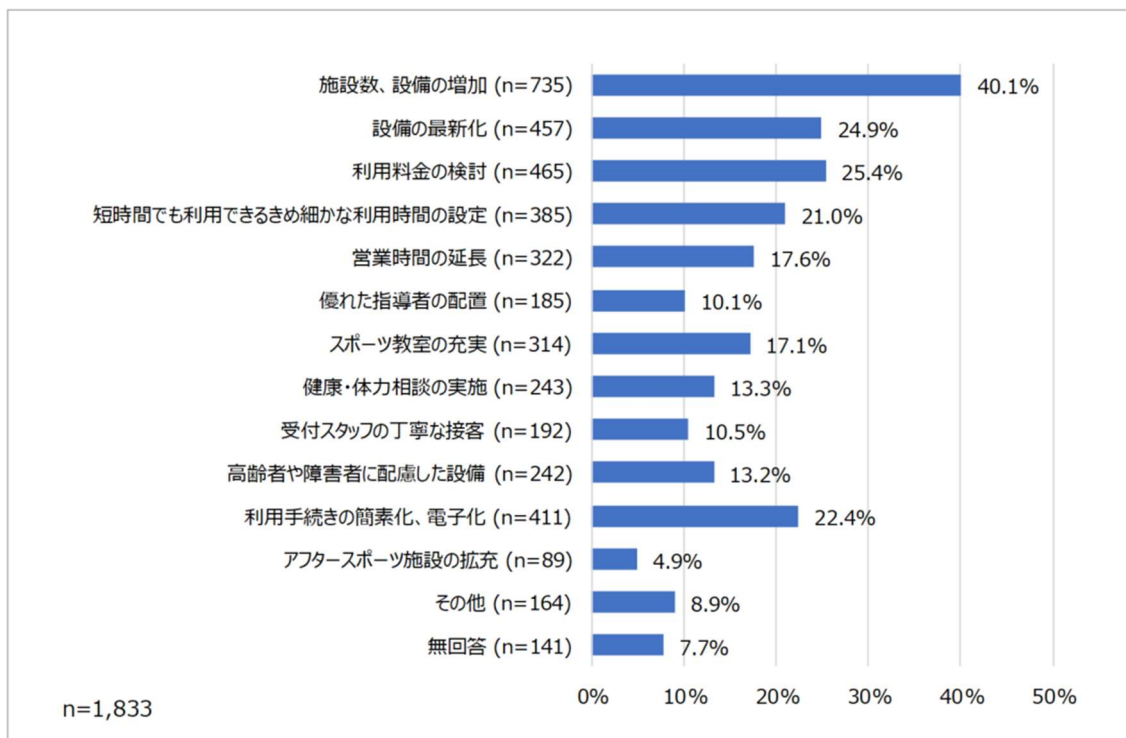
一方で、施設の老朽化も問題となっています。半数以上が昭和に開設した施設であり、現在に至るまでに改修を行っている施設も複数あります。体育施設の利用に際してどのようなことを望むか意識調査を行ったところ、「施設数、設備の増加」が 40.1%と最も多く、「利用料金の検討」に次いで、「設備の最新化」が 24.9%と 3 つ目に多い要望となっており今後施設の計画的な整備を進めながら、スポーツの実施環境を整えていくことが課題となってきます。

課題

- ▷区立体育施設の計画的な整備
- ▷誰でも使いやすい施設への改修

参考データ

図表 28 【区立体育施設の利用に際し、どのようなことを望むか】



出典：豊島区民のスポーツに関する意識調査

4. 豊島区のスポーツ実施環境

豊島区の体育施設

▷① 巣鴨体育館



競技場

バスケットボール1面、
バレーボール1面、
バドミントン4面
卓球 16 台



多目的室

ヨガ
太極拳
ピラティス
フラダンス 等



トレーニングルーム

トレーニングマシンを
多数設置



温水プール

25mプール5コース
(水深1.1～1.3m)

▷② 西巣鴨体育場



弓射場(洋弓専用)

50m・5的
※区アーチェリー協会
の認定を受けた方のみ
ご利用できます。



庭球場

テニスコート 2面 人工芝
※照明なし

▷③ 池袋スポーツセンター



温水プール(11F)

25mプール×4コース
※2時間フリータイム制



トレーニングルーム(10F)

有酸素運動系マシン
筋力アップマシン等多数設置



スタジオ(10F)

各種プログラムレッスン開催



武道場(8F)

畳面100帖
板面100帖
サンドバック2機

▷④総合体育場



屋外野球場
2面 内野外とも人工芝
※照明あり



庭球場
テニスコート 2面 人工芝
※照明あり



弓射場
30m 5的
※経験問わず初回ご利用
時は、指導員による指導
受講が必要です

▷⑤雑司が谷体育館



競技場
バスケットボール1面、
バレーボール2面、
バドミントン4面
卓球 16 台



多目的室
ヨガ
太極拳
ピラティス
フラダンス 等



トレーニングルーム
トレーニングマシンを
多数設置



温水プール(11F)
25mプール×5コース
(水深1.1～1.3m)

▷⑥南長崎スポーツセンター



競技場(3F)
バスケットボール1面、
バレーボール1面、
バドミントン4面
卓球 12 台



温水プール(1F)
25mプール×8コース
(水深1.0~1.35m)
日本水泳連盟公認プール
水深調整期設置(2コース)



トレーニングルーム(4F)
ランニングマシンやエア
ロバイク有酸素運動系マ
シン等多数設置



スタジオ(2F)
各種レッスンプログラム開催

▷⑦千早スポーツフィールド

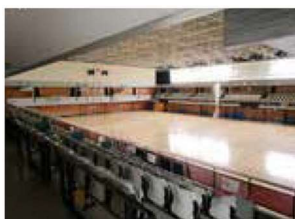


運動場
人工芝1面
サッカー、ラグビー、少
年野球等の多目的な野
外スポーツ
※照明あり



庭球場
テニスコート 2面 人工芝
※照明あり

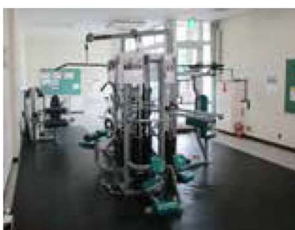
▷⑧豊島体育館



競技場
バスケットボール2面、
バレーボール2面、
バドミントン8面
卓球24台



体育室
4m×14mの一面鏡張り



トレーニングルーム
トレーニングマシーンを
多数設置

▷⑨荒川野球場（区外）



屋外野球場
2面 内野クレー
※照明なし
※2時間制

▷⑩三芳グランド（区外）



野球場
2面 内野クレー 外野天然芝
※照明なし



庭球場
テニスコート 6面 人工芝
※照明あり

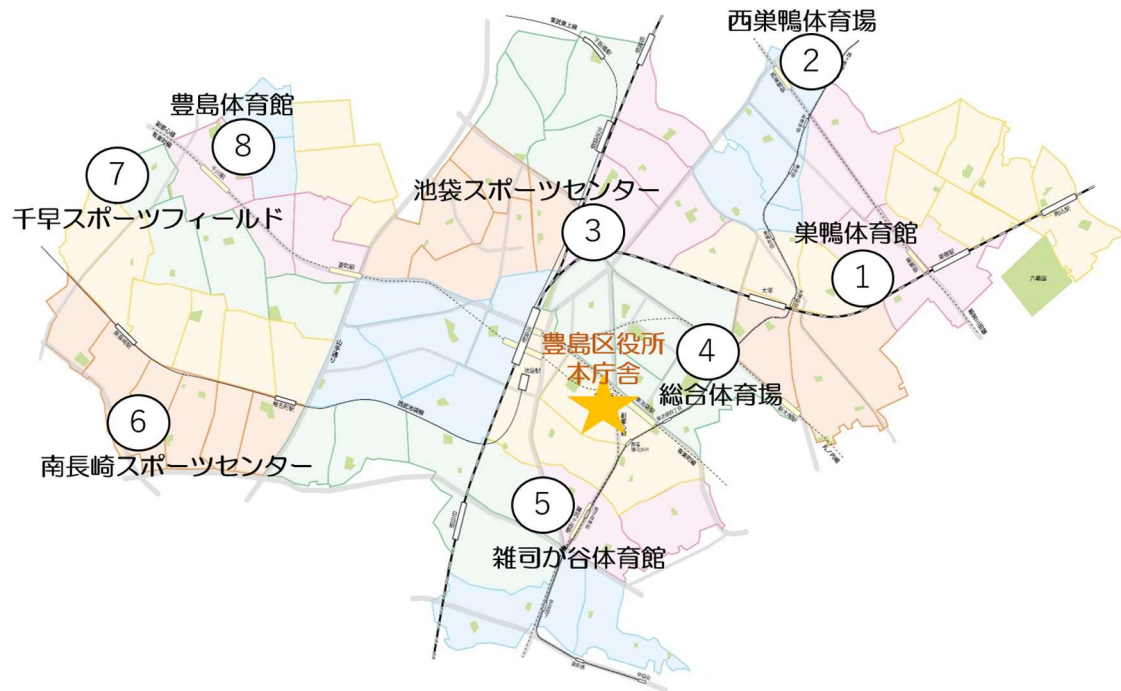


運動場
1面
サッカー、フットサル、
ラグビー、ゲートボール
等で利用
※照明あり

※2025 年 3 月時点での内容です。

	施設名	住所・アクセス
①	巣鴨体育館 (昭和 47 年 12 月 17 日開設)	🏠：豊島区巣鴨 3-8-7 🚶：JR「大塚駅」北口下車、 JR「巣鴨駅」北口下車 徒歩 10 分
②	西巣鴨体育場 (昭和 59 年 2 月 1 日開設)	🏠：豊島区西巣鴨 4-22-9 🚶：都営三田線「西巣鴨駅」徒歩3分、 都電荒川線「西ヶ原四丁目駅」徒歩2分
③	池袋スポーツセンター (平成 11 年 7 月 11 日開設)	🏠：豊島区上池袋 2-5-1 (9 階受付) 🚶：JR・地下鉄丸の内・有楽町・西武池袋・東武東上線「池袋駅」 東口 徒歩7分 🚌：国際興業バス池07系統「健康プラザとしま」下車1分
④	総合体育場 (昭和 23 年 10 月 1 日開設)	🏠：豊島区東池袋 4-41-30 🚶：JR「大塚駅」南口 徒歩10分、都電荒川線「向原駅」徒歩5分
⑤	雑司が谷体育館 (昭和 62 年 10 月 1 日開設)	🏠：豊島区雑司が谷 3-1-7 🚶：東京メトロ副都心線「雑司が谷駅」出口 2 直結 JR目白駅 下車 10分、JR「池袋駅」東口下車 13分
⑥	南長崎スポーツセンター (平成 25 年 4 月 1 日開設)	🏠：豊島区南長崎 4-13-5 🚶：大江戸線「落合南長崎駅」徒歩2分、 西武池袋線「東長崎駅」徒歩10分
⑦	千早スポーツフィールド (令和 6 年 10 月 1 日開設)	🏠：豊島区千早 4-8-19 🚶：東京メトロ有楽町線・副都心線「千川駅」徒歩 9 分、 東京メトロ有楽町線・副都心線「小竹向原駅」徒歩 9 分、 西武池袋線「江古田駅」徒歩 10 分
⑧	豊島体育館 (昭和 42 年 9 月 16 日開設)	🏠：豊島区要町 3-47-8 🚶：東京メトロ有楽町線・副都心線「千川駅」下車3分 🚌：国際興業バス(池袋駅西口→日大病院)「千川駅」下車3分
⑨	荒川野球場 (昭和 52 年 11 月 12 日開設)	🏠：板橋区新河岸三丁目荒川河川敷内 🚶：都営三田線「新高島平駅」徒歩10分
⑩	三芳グラウンド (平成 6 年 4 月 15 日開設)	🏠：埼玉県入間郡三芳町上富382-1 🚶：池袋から東武東上線「鶴瀬駅」西口下車 🚌：ライフバス鶴瀬駅西口→三芳中学校前 (約 15 分) 下車徒歩 3 分

図表 26 【体育施設MAP】



学校開放

区立小・中学校の校庭・体育館・教室等の施設を学校教育に支障のない範囲で開放し、生涯学習の振興、開かれた学校づくり及び地域コミュニティの形成に寄与することを目的とし、区内小中学校で開放を行っています。個人開放と団体開放に分かれており、個人開放は区内小学校 22 校、団体開放は区内小学校 22 校と区内中学校 8 校を開放しています。基本的に平日の授業終わってから午後 6 時までと土曜・日曜・祝日の午前 10 時から午後 6 時を開放時間としています。

区立体育施設の開放

子どもの居場所・遊び場づくりの一環として、区立体育施設の一般開放を行っています。子どもたちの健全な成長に不可欠な子どもの遊び環境を整え、安全で安心して過ごせる居場所・遊び場を充実させることで、子どもが自ら選択した場所でかけがえのない時間を過ごせることを目的とし、下記施設で体育施設の開放を行っています。

▷屋内施設：夏季期間（休館日を除く）のみ

施設名	室場	曜日	時間
豊島体育館	競技場	月・水・金	9時～12時
巣鴨体育館	競技場	月・木（隔週）	9時～12時
雑司が谷体育館	競技場	火・水・木・金	9時～12時
南長崎スポーツセンター	競技場	火・木	9時～12時

▷屋外施設：通年（夏季期間と休館日を除く）

施設名	室場	曜日	時間
総合体育場	野球場	金	16時～18時
南長崎スポーツセンター	多目的広場	火・木	14時半～16時半

※上記曜日や時間は 2025 年 3 月時点での内容です。

子どもの体育施設使用料の免除（無料化）

令和 6 年 7 月より、区内在住の小学生、中学生、高校生相当（18 歳の年度末まで）の方が区立体育施設を個人で利用する際の使用料を免除（無料化）する取り組みを開始しました。子どもたちが体育施設を利用しやすい環境を整え、気軽に運動やスポーツに親しむことのできる機会を提供します。

5 豊島区で活動しているスポーツ関係団体

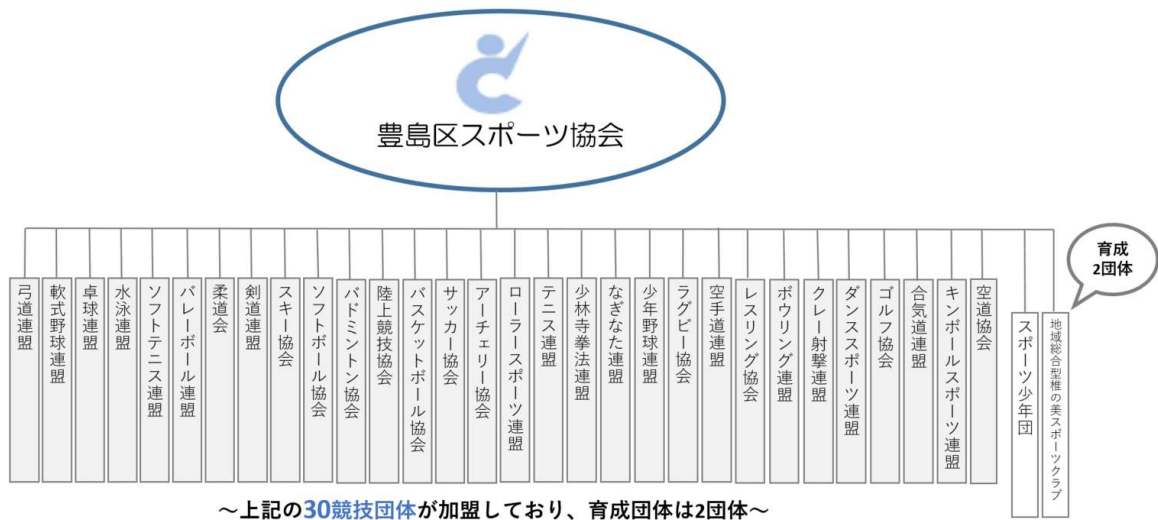
本区におけるスポーツ・レクリエーション活動を振興・普及することを目的に、豊島区スポーツ協会をはじめとする様々な団体が活動しています。

特定非営利活動法人 豊島区スポーツ協会

昭和 23 年度に設立以降、本区のスポーツ・レクリエーション活動を支援しています。区民スポーツ大会、都民スポーツ大会、友好親善スポーツ交流大会などの各種大会やスポーツに関するイベントの開催、生涯スポーツ推進事業、スポーツ少年団育成事業などの管理、運営を通じて、幅広いスポーツ・レクリエーションの振興・普及に努めています。

令和 6 年 4 月に「豊島区体育協会」から「豊島区スポーツ協会」に名称を変更しました。令和 6 年度現在、同協会は加盟団体が 30 競技団体、育成団体が 2 団体となっています。

【豊島区スポーツ協会加盟団体】



豊島区レクリエーション協会

昭和 39 年の設立以降、本区のスポーツ・レクリエーション活動を支援しています。各連盟が大会や講習会の管理、運営を行っています。区民ラジオ体操大会、区民親子ハゼ釣り教室、区民歩こう会、区民ウォーキング大会、秩父交流レクリエーション大会、区民バスハイクなどの活動実績があり、生涯を通じたスポーツ・レクリエーションの楽しさの振興・普及に努めています。

令和 6 年度現在、加盟団体は 6 団体となっています。

▷加盟団体：6

ラジオ体操連盟	釣友連合会	歩こう会
歌謡連盟	バウンドテニス協会	グラウンド・ゴルフ協会

総合型地域スポーツクラブ

豊島区内の学校や施設を拠点として活動しています。令和 6 年度現在、本区では西巣鴨中学校地域スポーツクラブと地域総合型権の美スポーツクラブの 2 つのクラブが活動しています。

西巣鴨中学校地域スポーツクラブでは、小学生や中学生を対象に学校休日の土

曜日に毎月 1、2 回活動を行っており、野球、サッカー、ヨガ、バレーボールなどの種目があります。

地域総合型椎の美スポーツクラブでは、親子ふれあい体操、スポーツにチャレンジ、シニアソフトボール教室、お正月スポーツ広場など、年間を通して、世代を問わず誰もが参加することができる事業を開催しています。

▷クラブ数：2

西巣鴨中学校地域スポーツクラブ	地域総合型椎の美スポーツクラブ
-----------------	-----------------

豊島区スポーツ推進委員

スポーツ基本法に基づき、スポーツ推進の担い手として、本区が委嘱する非常勤公務員です。区民へのスポーツ・レクリエーションの普及振興のため、スポーツ・レクリエーションの実技指導、事業への協力や指導、助言などを行っています。企画部、事業部、広報部の 3 部会に分かれており、としまスポーツまつりをはじめ、ハイキング、ボッチャ教室、シニアグラウンドゴルフ教室などの事業を行っています。

第3章

スポーツ推進計画における具体的取組

第3章 スポーツ推進計画における具体的取組

1. 計画の基本理念

区では、誰もがスポーツに親しむことができる機会や環境を整え、スポーツを通じて健康で豊かな生活の実現を目指していきます。年齢、性別、国籍、障害の有無などに関わらず、いつでも、どこでも、いつまでも、そして誰とでもスポーツを楽しむことができる機会を充実させることで、スポーツを通じて人と地域がつながり、いきいきと輝き、そして笑顔が溢れるまちを実現します。

以上を踏まえ、本計画における基本理念を以下のとおりとします。

※検討中

2. 本計画における数値目標

本計画は、国の第3期スポーツ基本計画、都のスポーツ推進総合計画を踏まえ、区の上位計画との整合、関連計画との連携を図りながら、基本理念として掲げたスポーツを通じて区が目指していく姿の実現に向けて、スポーツを「する」「みる」「ささえる」観点から数値目標を定めます。また定量的な視点だけに限らず、スポーツ活動に対する定性的な視点も踏まえた形で、本計画を推進していくうえでの数値目標を定めます。

数値目標

項目	現状値 (令和 5 年度)	目標値 (令和 11 年度)
スポーツを「する」 週 1 日以上スポーツを実施する区民（成人）の割合	59.6%	70%
スポーツを「する」 週 1 日以上スポーツを実施する障害のある 20 歳以上の割合	32.5% ※	50%
スポーツを「みる」 1 年間にスポーツを観戦した区民（成人）の割合	69.2%	75%
※上記のうち、 会場等で直接観戦した区民（成人）の割合	—	50%
スポーツを「ささえる」 1 年間にスポーツを支援する活動に参加した 区民（成人）の割合	6.1%	20%
スポーツへの関わりに関する満足度 自身のスポーツライフやスポーツへの関わり方に対して満足をしていると感じる区民（成人）の割合	—	60%

※スポーツ庁実施 障害児・者のスポーツライフ調査より

3. 施策体系

施策の方向性

基本目標1 誰もが生涯を通じてスポーツに親しむことのできるまちの実現

施策1 スポーツに親しむきっかけ作り

施策の 方向性

- ①スポーツに触れる機会が少ない方々への働きかけ
- ②スポーツに親しむことのできるイベントなどの実施
- ③身近な施設におけるスポーツ実施環境づくり

施策2 子どものスポーツ活動の推進

施策の 方向性

- ①子どものスポーツ実施環境整備
- ②子どもの体力向上
- ③スポーツを通じた将来の可能性の拡大
- ④子どものスポーツ体験機会の充実

施策3 世代、ライフステージに応じたスポーツ活動の充実

施策の 方向性

- ①子育て・働き盛り世代への働きかけ
- ②継続してスポーツを行うことができる環境整備
- ③スポーツを通じた家族交流
- ④スポーツを通じた健康維持、増進

施策4 高齢者のスポーツ活動の推進

施策の 方向性

- ①気軽に行うことができるスポーツの普及
- ②スポーツを通じた地域とのつながり
- ③スポーツを通じた介護予防
- ④高齢者のスポーツ活動の継続支援

施策5 障害者のスポーツ活動の参加促進

施策の 方向性

- ①障害者がスポーツに親しむことのできる環境整備
- ②スポーツを通じた地域とのつながり
- ③障害者の運動、スポーツ実施機会の創出
- ④障害者のスポーツ活動に関わる人材育成

施策6 スポーツ観戦の機会促進

施策の 方向性

- ①スポーツ観戦機会の創出
- ②豊島区ゆかりのアスリートに関する情報発信
- ③大会情報等の発信

施策7 スポーツ実施施設の充実

施策の 方向性

- ①区立体育施設の計画的整備
- ②区立施設の有効活用
- ③区立体育施設の効率的な運用

施策8 新たなスポーツの普及啓発

施策の 方向性

- ①新たなスポーツに関する情報発信
- ②普及啓発イベントの実施

施策9 スポーツ関連情報の発信

施策の 方向性

- ①誰もがアクセスしやすく、入手しやすい情報の発信

施策10 スポーツハラスメント、暴力の根絶

施策の 方向性

- ①教育委員会と連携した部活動におけるハラスメント行為の発生抑止
- ②スポーツ関係団体における適切な運営、指揮監督

基本目標2 スポーツを通じた多様性の実現と人と人が支え合う共生社会の実現

施策1 パラスポーツ、インクルーシブスポーツの普及促進

施策の 方向性	①競技体験などを通じたスポーツに触れる機会の充実
	②パラスポーツ関連情報の発信

施策2 スポーツ活動を支える人材の育成、支援

施策の 方向性	①指導者の発掘、育成、支援
	②スポーツボランティアの発掘、育成、支援、活用

施策3 スポーツ活動を通じた地域の交流促進

施策の 方向性	①スポーツを通じた世代間交流の促進
	②災害時におけるスポーツがもたらす地域への影響

施策4 外国籍の方々のスポーツ活動の推進

施策の 方向性	①外国籍の方々に対するスポーツ関連情報の発信
	②区内大学と連携した留学生のスポーツ施策への参画

施策5 東京2020大会等のレガシーの継承

施策の 方向性	①東京2020大会レガシーの継承
	②東京2025デフリンピックに向けた気運醸成と大会後のレガシー継承

基本目標3 スポーツを通じた地域活性化と持続可能社会の実現

施策1 スポーツ活動を行う団体等との連携

施策の 方向性	①スポーツ関連団体の継続支援と連携
	②スポーツ推進委員活動の支援
	③地域スポーツクラブの支援、魅力発信

施策2 企業、大学等との連携

施策の 方向性

- ①民間企業との連携によるスポーツ実施環境の充実
- ②区内大学との連携によるスポーツを通じた地域の魅力向上
- ③民間スポーツ施設との連携強化

施策3 スポーツを通じた都市交流の推進

施策の 方向性

- ①スポーツ大会、スポーツイベントを通じた相互交流の促進

施策4 学校部活動地域移行の推進

施策の 方向性

- ①スポーツ関連団体との協力体制の構築
- ②民間企業との協力体制の構築

4. 取組事業

取組事業一覧

基本目標1 誰もが生涯を通じてスポーツに親しむことのできるまちの実現

施策1 スポーツに親しむきっかけ作り

年齢や性別、障害の有無など、世代や生活環境の違いにより、スポーツや運動に対する関わり方は様々です。ライフステージに応じて、それぞれの生活スタイルやスポーツに関するニーズを的確に把握し、誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも、そして誰とでもスポーツに親しむことができるまちを実現するための取組を推進します。

▷施策の方向性

①スポーツに触れる機会が少ない方々への働きかけ

スポーツを行うことは体力の維持、増進につながるとともに、将来の健康づくりに大きく影響を及ぼすことから、普段の生活の中でスポーツに親しむことの大切さを感じてもらえるよう働きかけを行っていきます。

取組事業

◇事業名：時間や場所を選ばず気軽に実施できるスポーツの普及・啓発

事業内容	所管課
本計画に定めるスポーツの定義について広く発信し、意識的に行う日常生活の中での階段の昇り降り、ランニング、ウォーキング、サイクリング、体操など、時間や場所を選ばず自発的に楽しむ運動もスポーツであるということを普及啓発していきます。	学習・スポーツ課

◇事業名：組織の枠を超えたスポーツ実施の働きかけ

事業内容	所管課
スポーツ所管以外の他部署と連携し、区民に対する健康診断実施通知などの発送に合わせ、誰もが気軽に実施することのできるスポーツや運動に関する情報を一緒に案内することで、より多くの方がスポーツに親しんでもらうための働きかけを行います。	学習・スポーツ課

②スポーツに親しむことのできるイベントなどの実施

普段スポーツを実施する機会が少ない方や、スポーツを行うことに対して抵抗感や苦手意識を持ってしまう方であっても、気軽に参加してスポーツを楽しんでもらうことができるイベントや教室、大会などを実施します。

取組事業

◇事業名：スポーツに気軽に触れ、親しむことのできるイベントの実施

事業内容	所管課
誰もが参加することができ、遊びや体験を通じてスポーツの魅力や楽しさを感じてもらい、スポーツに関わるきっかけを作る場となっている「としまスポーツまつり」などのスポーツイベントの実施を通じて、スポーツに親しむ機会を充実させていきます。	学習・スポーツ課

◇事業名：体育施設における「スポーツの日」イベントの実施

事業内容	所管課
毎年 10 月のスポーツの日に合わせて、区立体育施設の指定管理者が各施設において施設の無料開放などの事業を実施し、多くの方が身近な施設でスポーツに親しんでもらえる機会を提供します。また、「スポーツの日」イベントの実施にあたっては、多くの方に知っていただくため、広報などで広く周知を行っていきます。	学習・スポーツ課

◇事業名：各種スポーツ教室の実施

事業内容	所管課
区立体育施設において指定管理者による各種スポーツ教室を開催することで、子どもから高齢者まで多様なニーズに応じたスポーツの実施機会を提供します。また、スポーツ教室の開催にあたっては、夜間の時間帯などにも開催枠を設けることで、スポーツ実施機会が少なくなりがちな働く世代の方なども気軽にスポーツに親しむことのできる環境を整えます。	学習・スポーツ課

◇事業名：各種スポーツ大会、レクリエーション大会等の開催

事業内容	所管課
スポーツに親しみ、継続して取り組んでいる日々の成果を発揮する場として、スポーツ関連団体と連携し、区民スポーツ大会や区民レクリエーション大会を開催することで、スポーツに限らず、体を動かすことに対するモチベーションの向上や競技力の向上につなげていきます。	学習・スポーツ課

③身近な施設におけるスポーツ実施環境づくり

区立体育施設に行かなくとも、その他の区立施設などを有効活用することによって日常生活の中で気軽にスポーツに親しむことのできる環境づくりを行っていきます。

取組事業

◇事業名：学校施設、公園など区立施設の有効活用、利用ルールの検討

事業内容	所管課
区立小・中学校における学校開放事業により、身近な施設である学校施設を活用したスポーツ実施環境づくりを進めます。また区立公園においては、利用ルールの変更など、より身近な場所でスポーツに親しむことができる場としての再構築について検討を行っていきます。	学習・スポーツ課 放課後対策課 公園緑地課

◇事業名：スポーツとウォークアブルなまちづくりの連動

事業内容	所管課
人が主役で、もっと歩きたくなるまちづくりを進める区の取り組みにおいて、誰でも気軽に行うことができるウォーキングへの意欲、関心をより高めていきます。気軽に参加することができるウォーキングイベントの開催やスポーツ施設マップの活用などを通じて、スポーツ実施気運を高め、まちの回遊性の向上を図っていきます。	学習・スポーツ課 都市計画課

施策2 子どものスポーツ活動の推進

子どもの頃からスポーツに親しむことは、体力や運動能力の向上につながるだけでなく、子どもたちが将来にわたってスポーツを行う意識を高めていくことが期待できます。また、スポーツを通じた周囲とのコミュニケーション能力の形成など、社会性の発達にも大きな意味を持ちます。コロナ禍の影響によって低下傾向が見られる子どもの体力向上につながる取り組みを行うとともに、スポーツを通じて子どもたちの笑顔が溢れ、スポーツを楽しみながら継続して行うことができる環境を整えます。

▷施策の方向性

①子どものスポーツ実施の環境整備

区立施設の有効活用や区立体育施設を利用しやすい環境づくりなど、平日や休日の区別が無く、子どもが楽しく思いきりスポーツを行うことができる環境を整えます。

取組事業

◇事業名：放課後子ども教室事業の実施

事業内容	所管課
小学校施設を利用して放課後の安全・安心な活動拠点づくりを進める放課後対策事業「子どもスキップ」全22施設と連携し、地域住民や企業の参加と協力を得て、学習やスポーツ、文化、地域住民との交流活動などの取り組みを推進します。子どもたちの好奇心や関心を育む魅力的なプログラムを実施していきます。	放課後対策課

◇事業名：学校開放事業、閉校施設を活用したスポーツ実施環境の整備

事業内容	所管課
区立小・中学校における学校開放事業や閉校した学校を活用する暫定開放事業などにより、子どもたちが身近な場所でスポーツに親しむことができる環境を整えていきます。	学習・スポーツ課、 放課後対策課 施設計画課

◇事業名：区立体育施設を利用しやすい環境の整備

事業内容	所管課
区内在住の小・中学生、高校生相当の方を対象とした区立体育施設の個人利用にかかる使用料の免除や、区立体育施設の一般開放を行うことにより、子どもたちが体育施設を利用しやすい環境を整え、スポーツに親しむことができる場を提供します。	学習・スポーツ課

◇事業名：部活動への外部指導員の派遣

事業内容	所管課
中学校の部活動において、外部指導員を派遣し、指導員の専門性や経験を活かした指導が行われることで、部活動を通じた体力、運動能力の向上や生徒の自己実現につなげていきます。	放課後対策課

②子どもの体力向上

コロナ禍の影響により、外出の機会やスポーツを行う機会が減少してしまったことによるこどもの体力低下傾向が見られます。学校教育とも連携し、子どもがスポーツに親しみ、楽しく行うことができる環境を整えることで、子どもの体力の増進と、心と体の健康づくりにつながる取り組みを行っていきます。

取組事業

◇事業名：体力向上に向けた「学校2020レガシー」事業の実施

事業内容	所管課
区立小・中学校において、各校の特色や実態に応じ、計画的に運動習慣の改善や体力向上の取り組みを実施していきます。また、健やかな体の育成に関する保護者への啓発、学校と保護者・地域が一体となった体力づくり・健康教育への取り組みを実施していきます。	指導課

◇事業名：プレーパーク事業の実施

事業内容	所管課
子どもは遊びや学び、スポーツや文化など様々な体験を通じて自分らしく成長していきます。子どもの遊び場や居場所を確保する取り組みの一つとして、子どもが自由で豊かな遊びと多様な体験ができるプレーパーク（冒険遊び場）事業を実施していきます。また、身近な地域で冒険遊びを体験できるよう、出張プレーパークを実施していきます。	子ども若者課

◇事業名：ICT 機器の活用による体力増進やスポーツ実施気運向上につながるコンテンツの発信

事業内容	所管課
各学校で配布されているタブレット端末などの ICT 機器を活用し、児童、生徒に対して、普段の生活の中で気軽に実施することができる運動の紹介動画の配信、スポーツイベントや大会に関する情報発信を行うことで、子どもの体力向上やスポーツ実施気運の向上につなげていきます。	庶務課 学習・スポーツ課

③スポーツを通じた将来の可能性の拡大

ひとつのスポーツを継続して行っていくことも大切ですが、子どもの頃から複数のスポーツに触れるマルチスポーツ体験の大切さを発信し、運動習慣の定着を図るとともに、多様なスポーツに触れ合うことでスポーツを通じて豊かな生活を送ることのできる可能性を拓けていきます。また、普段スポーツを行っている成果を発揮する機会として各種スポーツ大会を開催し、継続してスポーツを行っていくモチベーションの向上につなげていきます。

取組事業

◇事業名：マルチスポーツ体験による幅広くスポーツに親しむ機会の提供

事業内容	所管課
民間事業者との連携などにより、子どもたちが複数のスポーツに触れ合うマルチスポーツ体験の機会を充実させていきます。体を動かすことの楽しさを感じてもらうことで、将来にわたって継続してスポーツに親しむことができるきっかけ作りを行うとともに、運動習慣の定着を図ります。	学習・スポーツ課 シティ・プロモーション課

◇事業名：各種スポーツ大会の開催

事業内容	所管課
子どもたちが日々の努力の成果を発揮する機会として、スポーツ関連団体と連携のうえ各種スポーツ大会を開催し、将来にわたって継続してスポーツを行うことや、技術力の向上を目指す気運の醸成を図ります。また、スポーツ活動を通じて、他者との協力、周囲とのコミュニケーション、思いやりの心を持つ大切さといった人間力を育むきっかけ作りの機会としていきます。	学習・スポーツ課

④子どものスポーツ体験機会の充実

普段スポーツを行う中でなかなか経験することのできないトップアスリートとの交流や、様々なスポーツに触れる機会を提供することで、次世代を担う子どもたちがスポーツを通じて将来の夢や希望を抱き、健康な未来を築いていくためのきっかけ作りを行います。

取組事業

◇事業名：トップアスリートとの交流事業の実施や多彩なスポーツ体験機会の提供

事業内容	所管課
民間事業者との連携事業や区立体育施設指定管理者のスポーツ振興施策事業など、次世代を担う子どもたちがトップアスリートとの交流や技術指導を受けることのできる機会を提供していきます。スポーツが持つ魅力や楽しさを感じてもらうことで、スポーツを通じて将来の夢や希望を抱き、豊かな未来を築いていくためのきっかけ作りを行います。また、パラスポーツ体験など多彩なスポーツ体験の機会を提供することで、スポーツを通じてお互いのことを認め合う大切さを学び、共生社会づくりに向けたきっかけとしていきます。	学習・スポーツ課

◇事業名：生涯スポーツ推進事業の実施

事業内容	所管課
各種スポーツ教室などを通じて子どものスポーツ活動への参加を促進し、スポーツリーダーの育成やスポーツ交流を通じて、子どもが生きがいのある豊かな生活を実現するためのきっかけ作りを行います。	学習・スポーツ課

施策3 世代やライフステージに応じたスポーツ活動の充実

子育て世代や働き盛り世代はスポーツを行うための時間を確保することが難しく、スポーツの実施頻度が低下する傾向にあります。スポーツを行うことが難しい世代のニーズを的確に捉え、スポーツを気軽に行うことができる環境を整えるとともに、スポーツを通じた家族間の交流促進や健康の維持、増進につながる取り組みを行っていきます。

▷施策の方向性

①子育て・働き盛り世代への働きかけ

普段スポーツを行うための時間を確保することが難しい子育て世代や働き盛り世代が、日常生活の中で気軽にスポーツに親しむことのできるきっかけ作りや場の提供を行います。

取組事業

◇事業名：子育て世代が親子一緒に参加することができるスポーツ事業の実施

事業内容	所管課
子育て中の方も子どもと一緒に楽しく参加することができるスポーツ教室や、スポーツ体験イベントを充実させていきます。また、スポーツ関連事業の実施にあたっては、託児付きプログラムや妊娠・産後プログラムなどを活用し、より多くの方がスポーツに親しむことのできる機会を整えていきます。	学習・スポーツ課

◇事業名：働き盛り世代のスポーツ実施気運向上に向けた情報発信

事業内容	所管課
働き盛り世代が限られた時間の中で運動、スポーツに親しむことができるよう、自宅や職場など身近な場所で気軽に取り組むことができる運動メニューやスポーツイベントの紹介をはじめ、区立体育施設の利用促進などに関する情報発信を行うことで、働き盛り世代の運動やスポーツの実施気運向上につなげていきます。情報発信にあたっては、区の広報やSNSなどを通じた発信に限らず、区内企業などとも連携を図り、より多くの方に届く情報発信を行います。	学習・スポーツ課

◇事業名：区立体育施設におけるスクールプログラムの提供

事業内容	所管課
区立体育施設の指定管理事業者が、夜間の時間帯も含めた多様なスクールプログラムを提供することで、子育て世代や働き盛り世代が自身のライフスタイルに合わせてスポーツに親しむことができる機会を充実させていきます。	学習・スポーツ課

②継続してスポーツを行うことができる環境整備

誰もがスポーツに親しむことができ、世代や多様なライフスタイルに応じて自身のペースで継続してスポーツを行うことができる環境を整えます。

取組事業

◇事業名：《再掲》各種スポーツ大会、レクリエーション大会等の開催

事業内容	所管課
スポーツに親しみ、継続して取り組んでいる日々の成果を発揮する場として、スポーツ関連団体と連携し、区民スポーツ大会や区民レクリエーション大会を開催することで、スポーツを継続して行うことに対するモチベーションの向上につなげます。スポーツを継続して行うことで周囲の仲間との団結や心身の健康増進といった大きな財産が生まれ、より豊かな生活の実現につなげていきます。	学習・スポーツ課

◇事業名：区立体育施設の充実

事業内容	所管課
区立体育施設の指定管理事業者との連携により、効率的な施設運営を行うことで施設を充実させ、スポーツを行うための基盤環境となる区立体育施設を多くの方が利用することで、あらゆる世代がスポーツを継続して行うことができる環境を整えます。	学習・スポーツ課

◇事業名：民間スポーツクラブと連携したスポーツ実施気運の向上

事業内容	所管課
民間スポーツクラブと連携し、区立体育施設と民間施設において相互PRを行い、施設をより利用しやすい環境を整えるなど、身近な場所で自身のニーズを満たすスポーツ活動を行うことができる場を提供していきます。また民間スポーツクラブとの連携により得ることのできる事業ノウハウを区のスポーツ関連事業の実施に生かしていきます。	学習・スポーツ課

③スポーツを通じた家族交流

家族や親子で一緒にスポーツに親しむことができるイベントの開催や、身近にスポーツに触れ合うことのできる場の提供を行うことで、スポーツを通じた家族間の交流促進や体力の維持、増進を図るとともに、心身の健康づくりにつなげていきます。

取組事業

◇事業名：家族、親子で参加可能なスポーツ教室やイベントの開催

事業内容	所管課
としまスポーツまつりや目白ロードレースをはじめ、生涯スポーツ推進事業や民間事業者と連携したスポーツイベント、スポーツ教室などを開催することで、スポーツを通じた家族間の交流を促進し、人と地域がつながる機会を創出します。	学習・スポーツ課

◇事業名：区立体育施設の一般開放

事業内容	所管課
曜日や時間を定めて、区立体育施設を誰もが使用することができる一般開放を実施します。家族や親子が一緒になって一般開放を利用することで、スポーツ活動をきっかけとした家族間交流が促進され、良好な関係を育む場所としていきます。	学習・スポーツ課

④スポーツを通じた健康維持、増進

スポーツに親しむことは健康維持、増進やストレス緩和など様々な好影響を及ぼします。保健、福祉など他分野との連携や、食生活へのアプローチなど、多方面からスポーツを通じた心身の健康づくりに取り組みます。

取組事業

◇事業名：としま健康チャレンジ、チャレンジ運動講座の実施

事業内容	所管課
運動やスポーツを行うことを通じて、誰もが気軽に健康づくりに取り組み、健康習慣を身につけることを目指し、民間事業者、地域団体、区民グループ、スポーツ施設などの協力のもと、健康チャレンジ事業を行います。健康に関する講習会や運動講座、イベントなどに参加することでポイントを集め、マイレージカードと交換できる仕組みとなっており、楽しみながら自身の健康づくりを進めていくことが可能です。	地域保健課

◇事業名：生活習慣病予防健康教室の実施

事業内容	所管課
若年層へのメタボリックシンドローム予防の啓発のため、20 歳から 39 歳までの区民を対象に生活習慣病予防検診を実施するとともに、健康教育を行います。また、25 歳、30 歳 35 歳の区民に対して、健康診断の受診券と健康づくりに関する資料を送付することで、適切な食事、運動、禁煙などを通じた健康増進を図っていきます。	地域保健課 健康推進課 長崎健康相談所

◇事業名：食育を通じた健康維持、増進

事業内容	所管課
生涯スポーツ推進事業において、ジュニアとシニアのそれぞれを対象とした食育講座を実施します。管理栄養士による講義を交え、食事とスポーツ活動を通じた健康づくりの重要性について学ぶことができる機会としていきます。	学習・スポーツ課

施策 4 高齢者のスポーツ活動の推進

高齢者が健康でいきいきと生活していくために、楽しく体を動かすことによって、体力の維持、増進や介護予防などにつながる取り組みが大切になっています。体力や健康状態に応じて高齢者がスポーツに親しむことのできる環境を整えることで、スポーツを通じた生きがいづくり、介護予防や人と地域のつながりを育む取り組みを行っていきます。

▷施策の方向性

①気軽にすることができるスポーツの普及

身体活動を伴うスポーツに限らず、日常生活の中で誰でも気軽に行うことができるスポーツの普及、レクリエーション事業の実施、機器などの最新技術を用いたスポーツの活用など、高齢者が気軽に楽しく行うことができるスポーツの普及に取り組みます。

取組事業

◇事業名：《再掲》時間や場所を選ばず気軽に実施できるスポーツの普及・啓発

事業内容	所管課
本計画に定めるスポーツの定義について広く発信し、意識的に行う日常生活の中での階段の昇り降り、ランニング、ウォーキング、サイクリング、体操など、時間や場所を選ばず自発的に楽しむ運動もスポーツであることを普及することで、高齢者の運動習慣の定着を図っていきます。	学習・スポーツ課

◇事業名：各種レクリエーション大会の実施と情報発信

事業内容	所管課
豊島区レクリエーション協会と連携し、高齢者も参加しやすい各種レクリエーション大会を開催することで、高齢者の方が運動、スポーツを行う機会を充実させていきます。また、事業の実施にあたり参加者同士の交流が生まれることで、高齢者の生きがいをづくりを支援していきます。	学習・スポーツ課

◇事業名：最新技術の活用を通じたスポーツ実施機会の創出

事業内容	所管課
e スポーツやAR スポーツなど、最新の技術を活用したスポーツ活動について広く普及しています。こうした最新技術の活用によって高齢者が楽しく気軽に体を動かすことのできる機会を充実させ、心身ともに健康で豊かな生活の実現につなげていきます。	学習・スポーツ課 高齢者福祉課

豊島区におけるe スポーツの考え方

スポーツの要素が高く、誰でも気軽に楽しめる身体活動を伴い、心身ともに健康の維持増進につながるものを本区におけるe スポーツと捉えます。

②スポーツを通じた地域とのつながり

誰もが参加しやすく身近な場所でのスポーツ教室の実施などを通じて、地域における仲間づくりや生きがいをづくりにつながる取り組みや機会の充実を図っていきます。

取組事業

◇事業名：地域区民ひろばでのスポーツ関連プログラムなどの実施

事業内容	所管課
身近な施設である地域区民ひろばにおいて、高齢者が参加可能なスポーツプログラムを開催し、地域において運動やスポーツを行うことができる機会を充実させていきます。また、誰でも利用が可能な施設で行われるスポーツに関連するプログラムへの参加を通して、スポーツ活動を通じた地域の交流促進を図っていきます。	地域区民ひろば課

◇事業名：高齢者クラブの活動支援

事業内容	所管課
地域で自主的に作られた高齢者クラブの活動の情報発信、活動場所の確保といった支援を行うことで、高齢者が身近な地域で行われる健康教室や体力測定、ボッチャ教室などに参加することができる機会を充実させます。	高齢者福祉課 学習・スポーツ課

③スポーツを通じた介護予防

福祉部署と連携し、介護予防、フレイル予防に効果的なスポーツプログラムの提供や、e スポーツ、AR スポーツなどの最新技術を用いたスポーツの活用を通じて、高齢者が地域でいきいきと生活することができる取り組みを推進します。

取組事業

◇事業名：介護予防運動プログラム事業、認知症予防プログラム事業の実施

事業内容	所管課
気軽に実施することが可能な筋力アップや身体機能向上を目的とした運動プログラムや、認知症の発症予防を目的とした認知機能を刺激する知的活動プログラムを実施することで、高齢者が健康でいきいきと生活するための支援を行います。	高齢者福祉課

◇事業名：運動や体操を通じた介護予防、フレイル対策の推進

事業内容	所管課
自宅で簡単に取り組むことのできる運動や、区のオリジナル介護予防体操である「としまる体操」の普及、フレイル予防運動を指導するプログラムである「運動カウンター」の普及、さらには気軽に参加することができる e スポーツや AR スポーツを活用した介護予防、フレイル対策を推進し、高齢者の健康な生活を支援します。	高齢者福祉課 学習・スポーツ課

④高齢者のスポーツ活動の継続支援

高齢者がいつまでも元気にスポーツに親しむための環境を整えるとともに、スポーツを行うことに対する意欲を高め、スポーツを継続して行うことができるように支援を行っていきます。

取組事業

◇事業名：区立体育施設使用料の減額

事業内容	所管課
区立体育施設のプール、トレーニングジム、個人公開事業など、65歳以上の高齢者が個人で体育施設を利用する場合の使用料を半額にすることで、スポーツに親しみ、継続して行っていくための支援を行います。	学習・スポーツ課

◇事業名：区立体育施設におけるスポーツ教室などの情報発信

事業内容	所管課
区立体育施設の指定管理事業者が実施するスポーツプログラムに関する情報を発信し、自身の体力やレベルに応じてスポーツに親しむことができる環境を整えることで、心身ともに健康な生活を営むための支援を行います。	学習・スポーツ課

◇事業名：高齢者を対象としたスポーツ大会に関する情報発信

事業内容	所管課
日常的にスポーツを行っている高齢者が、日々の努力の成果を発揮することができる高齢者を対象としたスポーツ大会に関する情報を発信することで、高齢者が継続してスポーツを行うための支援を行います。	学習・スポーツ課

施策5 障害者のスポーツ活動の参加促進

障害者がスポーツに親しむことができる環境を整えることは、障害者の健康づくりに寄与するだけでなく、社会参画や地域とのつながりを育む重要な機会となります。障害の有無に関わらず、誰もが一緒にスポーツに親しみ、健康で豊かな生活を営むことができるための取り組みを充実させるとともに、障害者のスポーツ活動を支える人材育成に関する取り組みを行います。

▷施策の方向性

①障害者がスポーツに親しむことのできる環境整備

障害者が安心してスポーツを行うことができるよう、身近なスポーツ実施基盤である区立体育施設を利用しやすい環境に整えます。

取組事業

◇事業名：障害者が利用しやすい区立体育施設の整備

事業内容	所管課
区立体育施設の指定管理事業者と連携し、施設のユニバーサルデザイン化、バリアフリー化を進めるとともに、施設を使用する方に寄り添った対応を行うなど、ハード、ソフトの両面で、障害者が安心して利用することのできる場を整えます。	学習・スポーツ課

◇事業名：区立体育施設の使用料免除

事業内容	所管課
区立体育施設のプール、トレーニングジム、個人公開事業など、障害者が個人で体育施設を利用する場合の使用料を免除することで、日頃体を動かす機会の少ない障害者の方であっても、区立体育施設で運動、スポーツに親しむことができる環境を整えます。また、区立体育施設で体を動かすことで人と地域とのつながりが生まれ、社会的孤立を防ぐサードプレイスとして、様々な形でスポーツを楽しむことのできる場を提供していきます。	学習・スポーツ課

◇事業名：区立体育施設におけるパラスポーツ練習会場としての協力

事業内容	所管課
区立体育施設の指定管理者と連携し、障害者がパラスポーツの練習や試合を行う際の会場として積極的に協力を行うことで、障害者が継続して運動やスポーツを行うことができる環境を整えます。	学習・スポーツ課

②スポーツを通じた地域とのつながり

区内で行われるスポーツイベントの実施や東京都障害者総合スポーツセンターが実施する事業の周知、事業への参加を通じて、障害者がスポーツに親しみ、地域とのつながりを育むきっかけ作りを行います。

取組事業

◇事業名：身近な地域で楽しむことのできるスポーツイベントの実施

事業内容	所管課
としまスポーツまつり、目白ロードレース、民間事業者と連携した障害の有無に関わらず誰でも同じフィールドで一緒に楽しむことのできるスポーツ体験イベントをはじめ、ふくし健康まつり、スポーツ交流会など、障害者も一緒に参加することのできるスポーツイベントを実施します。障害者がスポーツに親しむことのできる機会を確保するとともに、イベントを通じて人と人とのつながりを生み、障害者が地域とつながることのできる機会としていきます。	学習・スポーツ課 障害福祉課

◇事業名：障害者の健康づくりに関する取り組みの推進

事業内容	所管課
スポーツのつどい、みんなのヨガ、としま健康チャレンジなど、障害者が気軽に体を動かし、スポーツに触れ合うことのできるイベントの実施を通じて、障害者の疾病予防や介護予防など、健康づくりにつながる機会としていきます。	学習・スポーツ課 地域保健課 障害福祉課

◇事業名：東京都障害者総合スポーツセンター実施事業の周知、活用

事業内容	所管課
東京都障害者総合スポーツセンターで実施される事業について積極的な情報発信を行うことで、障害者が多種多様な形でスポーツに親しむことができる機会を増やし、スポーツ活動を通じて地域とのつながりを育むきっかけ作りを行います。	学習・スポーツ課 障害福祉課

③障害者運動、スポーツ実施機会の創出

日常生活の中で体を動かす機会が少ない障害者や、身体活動を行うことが難しい障害者でも、e スポーツやAR スポーツなどの最新技術を用いたスポーツの活用を通じて、気軽にスポーツを行うことができる機会を創出します。

取組事業

◇事業名：＜再掲＞最新技術の活用を通じたスポーツ実施機会の創出

事業内容	所管課
e スポーツやAR スポーツなどの最新技術を活用することで、障害者のスポーツ実施機会を創出します。障害者がスポーツに触れることで心身の健康づくりにつながるとともに、人と地域のつながりを生み、障害者の社会的孤立を防ぎ、豊かな生活を実現していくためのきっかけとしていきます。	※確認中

④障害者のスポーツ活動に関わる人材育成

障害者のスポーツ活動を支えるための資格の取得促進や支援をはじめ、イベント実施時における資格保持者の活用などを行い、障害者がスポーツを始めるきっかけや継続してスポーツを行っていくことを支える人材を育成します。

取組事業

◇事業名：パラスポーツ指導員講習会の受講案内

事業内容	所管課
障害者が様々な場所でスポーツに親しむことのできる機会をより広げていくため、区民、区内大学などに対して、パラスポーツ指導員に関する情報や、指導員講習会の受講に関する情報発信を積極的に行い、障害者のスポーツ活動に関わり、支えていくことのできる人材を育成します。	学習・スポーツ課

◇事業名：パラスポーツ指導員資格保持者の登録制度の構築と活用

事業内容	所管課
パラスポーツ指導員資格を持つ方を事前に登録する制度を構築し、スポーツイベント実施時などに実際に支援することができる方を活用することで、障害者が地域のなかでスポーツに親しみやすい環境を整えます。	学習・スポーツ課

施策6 スポーツ観戦の機会促進

スポーツは「する」だけでなく、「みる」という形で関わることも、大切な意味を持ちます。スポーツを「みる」ことを通じてスポーツの魅力や楽しさを感じるだけでなく、ストレスの解消、身近な仲間や家族との感動の共有など、様々な効果を得ることができます。スポーツ観戦によって、心身に幸福感をもたらし、より充実した日常生活につながる取り組みを行っています。

▷施策の方向性

①スポーツ観戦機会の創出

スポーツの魅力や楽しさ、トップアスリートの技術の素晴らしさを感じてもらうため、より高いレベルのプレーを直接観戦することができる機会を創出します。

取組事業

◇事業名：スポーツ大会、試合情報等の発信

事業内容	所管課
区と事業で連携している民間のクラブチームの試合情報や区内で開催されるトップアスリートが出場するスポーツ大会などの情報を積極的に発信するとともに、関係のある民間企業や団体との連携を図り、試合への招待を行うなど、スポーツを直接観戦する機会を創出します。	学習・スポーツ課

②豊島区ゆかりのアスリートに関する情報発信

国内や海外で活躍する豊島区にゆかりのあるアスリートの紹介や出場する大会の情報などを積極的に発信することで、地元出身のアスリートを応援し、スポーツを「みる」機会を創出し、応援する気運を高めていきます。

取組事業

◇事業名：豊島区ゆかりのアスリート関連情報の発信による応援気運の醸成

事業内容	所管課
豊島区にゆかりのあるアスリートが活躍している競技や大会に関する情報を積極的に発信し、区にゆかりのあるアスリートを地域一体となって応援する気運を盛り上げます。スポーツを見て、応援することで多くの方がスポーツに参画する機会を創出していきます。	学習・スポーツ課

◇事業名：豊島区スポーツ表彰の実施、表彰受賞者の情報発信

事業内容	所管課
スポーツ活動を通じて、区におけるスポーツの振興、発展に貢献した者又は団体を表彰する豊島区スポーツ表彰を実施し、受賞者について広く発信することで、豊島区で活躍する選手、学校、チームなどを広く知ってもらう機会とします。また、身近な地域におけるスポーツ活動を通じた活躍を知ることによって、見ること、応援することをきっかけとしたスポーツに対する気運醸成を図ります。	学習・スポーツ課

③大会情報等の発信

区内の高校、大学などが出場、活躍している大会情報を発信し、競技レベルなどに関わらず、スポーツを「みる」ことのできる機会を充実させていきます。

取組事業

◇事業名：区内の学校、大学などが出場する大会情報などの発信

事業内容	所管課
区内にある高校、大学などと連携を図り、各校のスポーツ活動において、全国大会などに出場する情報を区として広く発信し、スポーツを見る機会を充実させていくとともに、身近な高校、大学などのスポーツ活動に対する応援気運を高めます。	学習・スポーツ課

◇事業名：スポーツ表彰受賞者の大会情報等の発信

事業内容	所管課
豊島区スポーツ表彰受賞者について広く発信するだけでなく、受賞者が出場を予定している大会情報などについても広く発信することで、スポーツを見る機会を創出し、豊島区にゆかりのある個人や団体を地域が一体となって応援していく気運を高めます。	学習・スポーツ課

施策 7 スポーツ実施施設の充実

スポーツにいつでも、どこでも親しむことができるためには、スポーツを行う場所が整備され、充実していることが大切です。区立体育施設だけに限らず、公園や学校施設など、身近な施設の有効活用なども含めて、誰もが安全にスポーツに親しむことのできる環境の整備と充実を図ります。

▷施策の方向性

①区立体育施設の計画的整備

区立体育施設の計画的な改修をはじめ、施設機能の充実や維持を行うことで、施設を利用する方の誰もが楽しくスポーツを行うことができる環境を整えていきます。また、区立体育施設の整備にあたっては、周辺の地域環境や区の他施策との連携を図りながら一体的な整備を進めていくことについても検討していきます。

取組事業

◇事業名：区立体育施設の機能の維持、充実

事業内容	所管課
子どもから高齢者、障害の有無などに関わらず、誰もが利用しやすく、楽しくスポーツを行うことができる体育施設とするため、施設の機能を計画的に維持していくとともに、ユニバーサルデザインに配慮しながら施設の機能を充実させていきます。	学習・スポーツ課

◇事業名：区立総合体育場の整備

事業内容	所管課
昭和 23 年に設立された区立総合体育場は野球場、テニスコート、弓射場、体育室を備えた体育施設ですが、施設の老朽化が進んでおり、計画的な整備が必要になってきます。総合体育場が位置する東池袋エリアには、商業施設や区立朋有小学校をはじめ、新たに整備されたとしまみどりの防災公園や大学のキャンパスなどの施設が立ち並ぶほか、マンション建設も進み、居住者が増加しているだけでなく、池袋駅方面をはじめ、大塚方面や雑司が谷方面からの来訪者が急増しており、新たなまちの表情を見せています。総合体育場の整備にあたっては、単に体育施設としての機能を充実させるだけの整備を行うだけでなく、上述したような周辺環境の変化や人口の変化など、まちが新たに生まれ変わる中において公共施設として求められるニーズを的確に捉え、周辺住民やスポーツ関係団体などの多様な主体の意見を広く取り入れながら、整備を進めていきます。また、整備にあたっては、隣接するとしまみどりの防災公園、大学等の大規模施設との機能連携を図るほか、まちづくり事業や周辺街区との連携により、エリア内の防災機能の強化に取り組みます。	学習・スポーツ課 施設計画課 学校施設課 都市計画課 公園緑地課 防災危機管理課

②区立施設の有効活用

学校施設、公園など、区立施設を有効活用することで、スポーツ実施環境を充実させていきます。また、施設の利用ルールを検討など、身近な場所で気軽にスポーツに親しむことのできる環境づくりを進めていきます。

取組事業

◇事業名：学校施設、閉校施設、公園など区立施設の有効活用

事業内容	所管課
学校施設における学校開放事業をはじめ、閉校施設の暫定開放、公園の活用、さらには各施設における利用ルールの検討など、身近な場所にある区立施設を有効活用することで、限られた環境の中においても、効果的にスポーツ実施環境を充実させていきます。	放課後対策課 施設計画課 公園緑地課

③区立体育施設の効率的な運用

区立体育施設を利用する方のニーズを的確に捉え、指定管理事業者と連携し体育施設の効率的な運用を行っていきます。

取組事業

◇事業名：指定管理事業者による効率的な施設管理と運営

事業内容	所管課
指定管理事業者が持つ専門的なノウハウを活かしながら適切な施設管理を行うとともに、健全で合理的な施設運営を行っていくことで、誰もが利用したいと思える体育施設としていきます。	学習・スポーツ課

◇事業名：利用者目線にたった施設運営

事業内容	所管課
毎年実施する体育施設利用満足度調査結果など、施設利用者のニーズを的確に捉えるとともに、多様化するライフスタイルに対応するため、利用者のことを意識した施設運営を行うことで、競技スポーツや健康づくりなど、誰もが、いつでも幅広い形でスポーツに親しむことができる施設にしていきます。	学習・スポーツ課

施策8 新たなスポーツの普及啓発

国際大会などの大舞台で正式種目として採用され、アーバンスポーツが広く普及してきていることなど、時代とともにスポーツの姿も多様化が進んでいます。従来の形に捉われず、多様化するスポーツの姿や実施形式、ニーズを的確に把握し、新たなスポーツに関する普及啓発を行っていきます。

▷施策の方向性

①新たなスポーツに関する情報発信

アーバンスポーツをはじめとして、多様化するスポーツの情報を広く発信し、競技の魅力や楽しさを多くの方に触れていただく機会を創出します。

取組事業

◇事業名：区ホームページや SNS でのルール解説等の掲載

事業内容	所管課
競技の魅力や楽しさを発信し、新たなスポーツについて多くの方に興味、関心を持ってもらうため、区ホームページや SNS などを積極的に活用し、競技のルールや解説などを掲載することで、多様化するスポーツの形や実施形式について広く周知を行っていきます。	学習・スポーツ課

②普及啓発イベントの実施

競技を実際に体験することができるイベントの開催などを通じて、競技の魅力を発信するとともに、新たなスポーツの楽しさについて感じることもできる機会としていきます。

取組事業

◇事業名：競技体験が可能なイベントの実施

事業内容	所管課
既存のスポーツイベントや民間事業者と連携したイベントを通じて、アーバンスポーツなどについて実際に見て、体験することができる機会を設けることで、体を動かすことが苦手な人やスポーツを身近に感じることでいられない人に対しても、スポーツの楽しさやスポーツがもたらす可能性について感じてもらうきっかけとしていきます。また、様々なスポーツを体験することができるイベントを通して、豊島区の魅力を広く発信し、区内外に対してまちの魅力を伝えるきっかけとしていきます。	学習・スポーツ課 文化デザイン課 シティ・プロモーション課

施策9 スポーツ関連情報の発信

誰もがスポーツに親しむためには、スポーツの実施場所やイベント情報などにアクセスがしやすく、欲しい情報を気軽に入手することが大切です。多様な情報媒体を有効活用し、効果的にスポーツに関する情報を発信していきます。

▷施策の方向性

①誰もがアクセスしやすく、入手しやすい情報の発信

スポーツ情報に関するニーズを的確に捉え、多様な情報媒体を有効活用することで誰もが容易にアクセスすることができ、気軽に情報を入手することができる形でスポーツ情報を発信していきます。

取組事業

◇事業名：スポーツに関する情報の提供・発信の充実

事業内容	所管課
スポーツイベント、区立体育施設のスクール情報や施設の利用案内など、スポーツに関連する情報についてホームページや SNS などを効果的に活用し、閲覧する方にとって情報を入手しやすい形で発信していきます。	学習・スポーツ課

◇事業名：としま生涯スポーツいちらんの発信

事業内容	所管課
子どもから高齢者まで幅広い世代の方々が生涯にわたってスポーツに親しみ、スポーツを通じて生きがいのある豊かな生活の実現につなげるため、好きなスポーツや仲間に出会うためのきっかけ作りとなる「としま生涯スポーツいちらん」を発信していきます。	学習・スポーツ課 庶務課

施策10 スポーツハラスメント、暴力の根絶

スポーツ活動のなかで受けるハラスメント行為や暴力行為、SNS を通じた誹謗中傷などによってスポーツの実施意欲が低下し、残念ながらスポーツ活動から離れてしまう事例が見られます。誰もが好きなスポーツに長く親しむことができるよう、関係機関などと連携し、スポーツを行うことに対して阻害要因となる行為が発生することを防ぐための取り組みを行っていきます。

▷施策の方向性

①教育委員会と連携した部活動におけるハラスメント行為の発生抑止

学校での部活動やクラブ活動などにおいて、教師や外部指導者などによるハラスメント行為の発生を抑止し、子どもたちがいつまでも好きなスポーツを行うことができる環境を整えます。

取組事業

◇事業名：指導者講習の受講義務化（受講勧奨）

事業内容	所管課
学校部活動の地域移行など、スポーツの実施形式が多様化していく中で、学校におけるスポーツ活動の指導者も様々な資質が求められるようになっていくことが想定されます。ハラスメント行為の発生を防ぎ、指導者が適切な指導を行うことで、スポーツを通じた子どもたちの心身の健全な育成が実現できるよう、スポーツ活動の指導者に対して指導者講習の受講を義務付けしていきます。（受講を勧奨します。）	※確認中

◇事業名：スポーツハラスメントの報告義務化

事業内容	所管課
学校におけるスポーツ活動において、ハラスメント行為が確認された場合、関係者から適切な報告が行われるような体制の構築を図ります。また、外部通報制度などについて関係者への周知を行うとともに、通報、報告を行った方が不利益を被ることのない体制を整えていきます。	※確認中

②スポーツ関係団体における適切な運営、指揮監督

豊島区スポーツ協会加盟団体が行う大会や各種教室などの活動中におけるハラスメント行為の発生を防ぎ、スポーツを楽しむことができる機会を守ること、誰もが継続してスポーツを行うことができる環境を整えます。

取組事業

◇事業名：定期的な指導者講習受講の義務化

事業内容	所管課
豊島区スポーツ協会と連携し、各加盟団体においてスポーツ活動の指導に関わる方に対する指導者講習の定期的な受講を義務化していきます。指導に携わる方の意識を変化させることで、豊島区のスポーツ活動の場においては、ハラスメント行為や暴力行為は決して許されないという意識付けを行っていきます。	学習・スポーツ課

◇事業名：スポーツにおけるハラスメント行為、暴力行為などの相談窓口の周知、活用

事業内容	所管課
スポーツ活動に起因するハラスメント行為、暴力行為は、指導者から行われるだけに限らず、逆に指導者が被害の対象となるケースも考えられます。指導者の方も含めて、相談窓口を活用することができることを、豊島区スポーツ協会と連携して広く周知することで、豊島区で好きなスポーツをいつまでも続けることができる環境を整えます。	学習・スポーツ課

基本目標2 スポーツを通じた多様性の実現と人と人が支え合う共生社会の実現

スポーツに親しむことは、体力の維持や増進、競技力の向上などといった身体活動におけるプラスの働きだけでなく、スポーツを通じた国際交流の機会創出、人と人との結びつき、他者を認め合い尊重する心など、多くの好循環をもたらします。スポーツを通じて人と人がお互いのことを理解し、支え合う共生社会の実現を目的とした取り組みを推進します。

施策1 パラスポーツ、インクルーシブスポーツの普及促進

障害の有無などに関わらず、誰もがパラスポーツやインクルーシブスポーツに関する理解を深め、より一層の普及促進を行っていくとともに、パラスポーツやインクルーシブスポーツの広まりを通じて人と人のつながりが生まれる環境づくりを進めていきます。

※本計画における「パラスポーツ」とは、障害者スポーツ全般を指します。

▷施策の方向性

①競技体験などを通じてパラスポーツやインクルーシブスポーツに触れる機会の充実

誰もが参加することのできる競技体験の場の提供や、身近な場所で実際に競技を体験することができる用具の貸し出しなどを行うことで、より多くの方がパラスポーツやインクルーシブスポーツに触れることができる機会を充実させていきます。

取組事業

◇事業名：誰もが一緒に参加可能な競技体験イベントの実施

事業内容	所管課
パラスポーツや、障害の有無に関わらず誰もが同じ空間で同じスポーツを一緒に楽しむことのできるインクルーシブスポーツの競技体験イベントなどの実施を通じて、より一層の普及促進を図るとともに、スポーツを通じてお互いのことを理解することの大切さを感じてもらうきっかけ作りとしていきます。競技体験イベントなどの実施にあたっては、民間事業者やスポーツ推進委員とも連携し、多様な形で実施していきます。	学習・スポーツ課

◇事業名：パラスポーツ用具の貸し出し

事業内容	所管課
ボッチャセットなど、パラスポーツ用具の貸し出しを行うことで、地域の身近な場所でパラスポーツに触れることができる機会を充実させていきます。また、スポーツ推進委員と連携し、地域区民ひろばや学校で行うパラスポーツ体験事業、スポーツ交流会などの実施にあたっては、必要に応じてスポーツ推進委員を講師としての派遣することで、区内におけるより一層のパラスポーツの普及につなげていきます。	学習・スポーツ課

②パラスポーツ関連情報の発信

パラスポーツに関する理解がより一層深まり、競技の普及が進んでいくことを目的として、パラスポーツに関する情報を積極的に発信していきます。

取組事業

◇事業名：パラスポーツに関する情報発信

事業内容	所管課
パラスポーツの大会開催情報や実際に競技を体験することができるイベントの開催情報、区にゆかりのあるパラアスリートに関する情報などを積極的に発信し、より多くの方がパラスポーツに触れる機会を増やすことで、パラスポーツに関する普及啓発を行っていきます	学習・スポーツ課

施策2 スポーツ活動を支える人材の育成、支援

誰もがスポーツに親しみ、安全に楽しく継続していくためには、スポーツ活動を地域で支える人材を育成し、スポーツを支える活動に対する支援を行っていくことも重要です。スポーツイベントや大会実施時だけでなく、日常のスポーツ活動を支える人材を育成し、活躍できる環境を整えます。

▷施策の方向性

①指導者の発掘、育成、支援

スポーツ活動においては、スポーツの魅力や楽しさを伝えるとともに、技術力の向上を目的として専門的な知識やアドバイスを行うことができる指導者の役割が重要です。区内スポーツ関連団体と連携し、スポーツを行う方の多様なニーズに対応することができる指導者の発掘や育成を行い、指導者の方も活躍ができるための支援を行います。

取組事業

◇事業名：スポーツ関連団体と連携した指導者の発掘

事業内容	所管課
スポーツ関連団体と連携し、正しい知識を持ち、適切な指導を行うことのできるスポーツ指導者を地域の中から発掘し、指導者バンクなどの形で事前に登録を行う仕組みを構築し、指導者が必要となる場面において、スポーツ指導者の派遣を行います。	学習・スポーツ課

◇事業名：指導者講習会の受講による指導者の育成、支援

事業内容	所管課
スポーツ関連団体と連携し、指導者を対象とした定期的な指導者講習会の実施や、受講勸奨を行うことで、指導者自身が資質を向上させ、適切な指導技術を身につけ、正しい指導を行うことができる体制を整えます。また、指導者もやりがいをもってスポーツ指導を行うことができるような環境づくりを進めます。	学習・スポーツ課

②スポーツボランティアの発掘、育成、支援、活用

広く区民の方を対象とするだけでなく、区内大学や民間企業と連携するなど、豊島区ならではの特色を生かしながらスポーツボランティアの発掘や育成を行い、スポーツイベントや大会など、スポーツを支える場面でボランティアが活躍することができるための支援を行います。

取組事業

◇事業名：スポーツボランティアの募集、育成

事業内容	所管課
スポーツを支える場面で活動することができるスポーツボランティアを広く募集し、スポーツイベントの実施時などに活躍できる機会を提供することで、スポーツを支える活動に対する気運を醸成し、スポーツを支える人材の育成を図っていきます。	学習・スポーツ課

◇事業名：パラスポーツを支える人材の発掘、育成

事業内容	所管課
パラスポーツ指導員講習会の受講勸奨や障害者スポーツボランティアの参加案内について広く発信を行うことで、パラスポーツを支える人材を発掘し、スポーツイベント実施時などに活躍する機会を提供することで、パラスポーツを支える人材の育成を図ります。パラスポーツを支える人材が活躍できる環境を整えることで、障害の有無に関わらず、誰もがスポーツ活動に積極的に参画することができるまちの実現を目指します。	学習・スポーツ課

◇事業名：ボランティアサークルと連携したスポーツボランティアの発掘、活用

事業内容	所管課
区内大学のボランティアサークルなどと連携し、スポーツイベント実施時などに活動するスポーツボランティアを募集し、スポーツを支える場面で活躍することができる機会を提供することで、行政と大学が一体となり、地域でスポーツを支えていくことができる人材の育成を行っていきます。	学習・スポーツ課

◇事業名：スポーツに関するクラウドファンディング（基金）の活用検討

事業内容	所管課
誰もが好きなスポーツをいつまでも行うことができる環境を整えていくため、スポーツに関するクラウドファンディング（基金）の活用について検討を行います。家庭環境や経済格差などの理由によって、好きなスポーツを続けていくことを諦めざるを得ない状況の改善につなげるきっかけとしていきます。	学習・スポーツ課

施策3 スポーツ活動を通じた地域の交流促進

スポーツに親しむことは、体力の維持、増進や健康づくりにつながるだけでなく、身近な地域における人と人とのつながりを生み、スポーツ活動を通じて子どもから高齢者まで世代を超えた交流が育まれるといった効果も期待されます。イベントや地域でのスポーツ活動などを通じて、スポーツの力によって地域の交流が促進される取り組みを行います。

▷施策の方向性

①スポーツを通じた世代間交流の促進

身近な場所である区立学校施設において行われ、気軽に参加することができる地域スポーツクラブの支援や充実、スポーツイベントの実施などによって、スポーツを通じた世代間交流が促進される環境を整えていきます。

取組事業

◇事業名：地域スポーツクラブの支援と充実

事業内容	所管課
気軽に参加することができ、スポーツを楽しむことができる場である地域スポーツクラブの活動を継続して支援していきます。クラブの活動が充実していくことで、多くの世代がスポーツに親しむことができ、スポーツを通じて地域の交流を育む場としての環境を整えていきます。	学習・スポーツ課

◇事業名：スポーツイベントの実施を通じた地域の交流促進

事業内容	所管課
子どもから高齢者まで多くの方が参加可能なスポーツイベントの実施を通じて、地域の交流促進が図られるだけでなく、スポーツイベントに携わる多くの主体の交流の輪が広がり、スポーツを通じた人と社会のより良いつながりを育んでいきます。	学習・スポーツ課

②災害時におけるスポーツがもたらす地域への影響

地震などの大規模災害はいつ起こってもおかしくない状況です。災害が発生してしまった時は日常生活の不安や心身への負担も大きくなります。そうした有事の際、地域住民の団結、一体感が重要になりますが、スポーツを通して地域防災力の強化や地域の交流促進に取り組んでいきます。

取組事業

◇事業名：イベントの実施を通じた防災意識の向上と地域のつながりの強化

事業内容	所管課
地域での防災意識の向上や、災害時に必要となる体力について改めて認識することにつながるスポーツまつりや防災フェスなどのイベント実施を通じて、防災についてより身近に考えるきっかけ作りを行います。参加者同士がお互いの顔を合わせる機会があることで、地域におけるつながりの希薄化を防ぎ、地域の結びつきを育むとともに、災害発生時にはお互いのことを支え合う大切さを感じてもらう機会としていきます。	学習・スポーツ課 防災危機管理課

◇事業名：区立体育施設における災害時対応の周知

事業内容	所管課
災害発生時には、避難所など地域における災害対応拠点にもなる区立体育施設に置いて、日頃から来館者に対して災害発生時の対応状況などを周知し、スタッフ間でも対応マニュアルの周知徹底を図り、災害時における地域の拠点としての役割を担っていきます。	学習・スポーツ課 防災危機管理課

施策4 外国籍の方々のスポーツ活動の推進

豊島区は居住する外国人の数が多く、人口に占める外国人の割合は23区の中でも上位となっています。また、区内大学への留学生や多種多様な専門学校などに通う外国人の数も多くなっています。そうした豊島区の特徴を生かし、外国籍の方々も区内でスポーツに親しむことができることを知ってもらう機会を作ること、外国籍の方々のスポーツ活動の推進を図っていきます。

▷施策の方向性

①外国籍の方々に対するスポーツ関連情報の発信

豊島区に暮らす外国籍の方々をはじめ、留学生や専門学生などに対して、区ホームページやSNSなどを活用し、多言語対応の形式でスポーツに関連する情報を発信することで、外国籍の方々が区内でスポーツに親しむことのできる機会を充実させていきます。

取組事業

◇事業名：区内大学、専門学校などと連携したスポーツ関連情報の発信

事業内容	所管課
区内の大学に通う留学生や、区内の専門学校に通う学生などに対して、大学や専門学校などと連携し、スポーツに関連する情報発信を行います。区内でスポーツに親しむ機会があることを広く知ってもらい、外国籍の方々のスポーツ実施気運の向上につなげます。	学習・スポーツ課

◇事業名：区立体育施設における多言語対応の推進

事業内容	所管課
区立体育施設において、館内の利用案内などの外国語対応を進めることで、外国籍の方が気軽に、安心して施設を利用することができる環境を整え、身近な施設におけるスポーツ実施気運の向上を図ります。	学習・スポーツ課

②区内大学と連携した留学生のスポーツ施策への参画

区内には大学も多く、留学を目的として来日している学生も多数います。大学との連携によって、留学生のスポーツイベントへの参加やボランティア協力など、多様な形でスポーツ施策への参画につながるような働きかけを行っていきます。

取組事業

◇事業名：留学生のスポーツイベントへの参画

事業内容	所管課
区内大学と連携し、ボランティアサークルに対して協力依頼を行うなど、区で実施するスポーツイベントに留学生が広く参画することのできる体制づくりを進めていきます。ボランティアとしての参画に限らず、イベントへの参加を通じて区内でスポーツに親しむことができることを感じてもらうことで、外国籍の方のスポーツ活動の推進を図ります。	学習・スポーツ課

◇事業名：外国籍区民のスポーツイベントへの参加促進

事業内容	所管課
留学生のスポーツイベントへの参画を通じて、豊島区においてスポーツに親しむ環境が整っていることを感じてもらうとともに、外国籍の方々が自国の仲間やコミュニティの場でスポーツ実施環境の充実について広く情報を発信してもらうことによって、外国籍区民の方々のスポーツイベントへの参加促進につなげます。	学習・スポーツ課

施策5 東京2020大会等のレガシーの継承

東京2020大会をはじめとして、世界陸上、デフリンピックなどの国際的なスポーツ大会が国内で開催されています。大会の実施を通して高まったスポーツに対する気運や多様性の理解、他者を思いやる相互理解の大切さなどを将来に渡って継承することで、スポーツを通じた共生社会の実現につなげていきます。

▷施策の方向性

①東京2020大会レガシーの継承

東京2020大会を契機としたスポーツに関する関心や実施気運を今後も継続するとともに、より一層高めていくため、競技の体験やアスリートとの交流が可能なスポーツイベントなどを実施していきます。

取組事業

◇事業名：パラスポーツ、インクルーシブスポーツ体験イベントの実施

事業内容	所管課
競技体験が可能なイベントの実施を通じて競技の魅力や楽しさを発信し、競技の普及に努めるだけでなく、体験した方が他者への理解や思いやりの大切さを感じることができる機会にすることで、スポーツを通じた共生社会の実現につながるきっかけ作りを行います。	学習・スポーツ課

◇事業名：トップアスリートとの交流を含むスポーツイベントの実施

事業内容	所管課
民間事業者との連携事業や区立体育施設指定管理者のスポーツ振興施策事業など、トップアスリートとの交流や技術指導を受けることのできるスポーツイベントの実施を通して、スポーツの魅力や素晴らしさを発信することで、誰もが長くスポーツに親しんでもらうための気運を醸成していきます。	学習・スポーツ課

②東京 2025 デフリンピックに向けた気運醸成と大会後のレガシー継承

東京 2025 デフリンピックに向けて、大会の気運醸成を図るとともに、国際的なスポーツ大会の開催によるレガシーを継承していくことで人々の意識や行動が変わり、スポーツを通じた共生社会が実現していくことを目指します。

取組事業

◇事業名：イベントを通じた東京 2025 デフリンピックの気運醸成と共生社会の実現

事業内容	所管課
としまスポーツまつり、ふくし健康まつりなど、既存のイベントを通じて東京 2025 デフリンピック開催に向けた気運の醸成を図ります。また、身近な地域におけるスポーツの普及において中心的な役割を担うスポーツ推進委員がデフリンピックに関する知識を深め、気運醸成を図っていきます。イベントの実施を通じて障害の有無や様々な立場、状況の違いに関わらず一緒にスポーツを楽しむことができる場を提供するとともに、地域において相互理解の重要性に関する認識が深まることで共生社会作りのきっかけとしていきます。	学習・スポーツ課 障害福祉課 地域保健課

基本目標3 スポーツを通じた地域活性化と持続可能社会の実現

誰もがスポーツに親しむことができる環境が整い、スポーツを通じた地域活性化の動きを活発にしていくために、スポーツ関連団体、民間企業、大学などの多様な主体と連携し、官民一体となった取り組みを進めていきます。また、自治体間の相互交流や学校部活動の地域移行など、スポーツを通じて人と地域が輝き、未来に向けて持続発展につながる取り組みを進めていきます。

施策1 スポーツ活動を行う団体等との連携

いつでも、どこでもスポーツに親しむことができ、身近な地域でスポーツを行う環境や機会を整えていくためには、地域スポーツクラブや、スポーツ関連団体の活動が充実していることが大切です。こうしたスポーツ団体等との連携を深め、誰もが地域で楽しくスポーツに親しむことのできる環境を整えます。

▷施策の方向性

①スポーツ関連団体の継続支援と連携

豊島区スポーツ協会、豊島区レクリエーション協会の活動を継続して支援し、連携を図ることで、身近な地域でのスポーツ実施環境をより一層充実させていきます。

取組事業

◇事業名：豊島区スポーツ協会との連携、活動支援

事業内容	所管課
豊島区スポーツ協会と継続して連携を図り、スポーツ協会と各加盟団体の活動を支援していきます。スポーツ協会による各種大会運営、生涯スポーツ推進事業の推進、スポーツを通じた他自治体との親善交流などを通じて、競技力の向上をはじめ、心身の健康づくりや体力の維持、増進、子どもたちの健全育成を図っていきます。	学習・スポーツ課

◇事業名：豊島区レクリエーション協会との連携、活動支援

事業内容	所管課
豊島区レクリエーション協会と継続して連携を図り、活動を支援していきます。各種レクリエーション大会や他自治体との交流事業などの開催により、スポーツ・レクリエーション活動を通じた地域の交流促進や心身の健康の維持、増進につながる機会を充実させていきます。	学習・スポーツ課

②スポーツ推進委員活動の支援

スポーツ推進委員の活動や資質の向上に関する支援を継続して行うとともに、活動機会を充実させ、身近な地域でスポーツ推進委員が活躍できる機会が増えることで、区内におけるスポーツ実施環境をより一層充実させていきます。

取組事業

◇事業名：豊島区スポーツ推進委員の活動支援、資質の向上

事業内容	所管課
スポーツ推進委員は、地域のスポーツ推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに地域住民に対するスポーツ実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行っています。また、事業の企画・立案や運営のほか、地域住民・行政・スポーツ団体の間の円滑な連携の調整などを行い、地域スポーツの中核的役割を担うことが期待されています。豊島区スポーツ推進委員が今後も地域のスポーツ推進に関する活動に積極的に関わっていくことができるよう支援を行うとともに、スポーツ推進委員を対象とした各種研修の受講勧奨や研修への派遣を積極的に行うことで、スポーツ推進委員の資質の向上を図っていきます。	学習・スポーツ課

◇事業名：豊島区スポーツ推進委員の活動機会の充実

事業内容	所管課
豊島区スポーツ推進委員協議会活動、としまスポーツまつりの開催、パラスポーツやニュースポーツの普及推進など、スポーツ推進委員の活動は多岐に渡っていますが、今後より一層、地域のスポーツ実施環境を充実させていくために、スポーツ推進委員が活躍できる機会の拡充を図っていきます。	学習・スポーツ課

③地域スポーツクラブの支援、魅力発信

身近な場所で気軽にスポーツに親しむことができる地域スポーツクラブの活動を支援するとともに、活動に関する魅力や楽しさを発信することで、より多くの方が地域でスポーツを楽しむことのできる場を提供します。

取組事業

◇事業名：《再掲》地域スポーツクラブの支援と充実

事業内容	所管課
気軽に参加することができ、スポーツを楽しむことができる場である地域スポーツクラブの活動を継続して支援していきます。地域	学習・スポーツ課

スポーツクラブで楽しくスポーツを行うことができることを発信することによってクラブの活動が充実していくことで、多くの世代が身近な場所でスポーツに親しむことができ、スポーツを通じて地域での交流を育む場としての環境を整えていきます。	
---	--

施策２ 企業・大学等との連携

スポーツを通じて地域の交流が促進され、一体となってスポーツの実施気運を盛り上げていくためには、行政の力だけではなく、企業や大学など多様な主体と連携を図ることが重要です。豊島区が行っている企業連携や大学連携の取組を契機として、スポーツを通じて人と地域が輝く持続可能社会の実現を目指します。

▷施策の方向性

①民間企業との連携によるスポーツ実施環境の充実

既存のスポーツイベントにおける民間企業やクラブチームとの連携、区と締結する連携協定に基づいたイベントの実施などに加え、豊島区を拠点とするプロスポーツチームなどとの連携を今後進め、より一層地域にスポーツが根付いている環境の実現を図ります。

取組事業

◇事業名：民間事業者と連携したスポーツイベントの実施

事業内容	所管課
としまスポーツまつり、目白ロードレースなど継続して開催しているスポーツイベントに加え、アーバンスポーツやマルチスポーツを体験することができるイベントなど、多種多様なイベントを民間事業者と連携して実施します。スポーツイベントの実施を通じて地域が活性化され、豊島区で多様なスポーツを楽しむことができるという、新たなまちの魅力向上につなげていきます。	学習・スポーツ課

◇事業名：区との連携協定に基づくスポーツイベントの実施と新たな協定締結の推進

事業内容	所管課
区との連携協定を結ぶ民間事業者と連携してスポーツイベントを実施することで、地域におけるスポーツ実施気運の向上とスポーツをきっかけとした心身の健康づくりにつなげていきます。また、スポーツの魅力や楽しさをより多くの方に感じていただくことができるよう、スポーツに関する新たな連携協定の締結や、連携先との継続したイベント実施などの取り組みを行っていきます。	学習・スポーツ課 シティ・プロモーション課

◇事業名：区を拠点とする企業やプロスポーツチームとの連携

事業内容	所管課
豊島区を拠点としている民間企業のスポーツチームやプロとして活動しているスポーツチームなどと連携し、スポーツイベントへの出展協力やチームの試合観戦といった機会を設けることで、区内で多様なスポーツに触れて楽しむことができる機会を作っていきます。スポーツが持つ魅力や素晴らしさを多くの方に感じてもらうことで、スポーツを通じて人と地域がいきいきと輝くまちの実現を目指します。	学習・スポーツ課 シティ・プロモーション課

◇事業名：ウォークラリー、スタンプラリーなどの体験型イベントを契機とした健康増進とまちの魅力発信

事業内容	所管課
区立文化施設や民間企業、また区が推し進めるマンガ・アニメ事業と連携したウォークラリーやスタンプラリーなどのイベントの実施を通じて、参加者がウォーキングによる健康の維持、増進の効果を得るとともに、広くまちの魅力を感じることができる機会とすることで、イベントとスポーツを通じた地域活性化を実現する機会としていきます。	※確認中

②区内大学との連携によるスポーツを通じた地域の魅力向上

区と区内大学との間では、それぞれの個性を生かした人的、知的、物的資源の交流を図り、魅力と活力にあふれる豊かな地域社会の創造を目的として締結された包括協定があります。協定に基づき区内大学との連携を図ることで、スポーツを通じて地域の魅力向上につながる取り組みを行っています。

取組事業

◇事業名：協定に基づく区内大学との連携強化

事業内容	所管課
区と区内大学との間で締結している包括協定には、区民の健康増進やスポーツの振興といった内容も含まれています。協定に基づき各大学との間でスポーツに関連した講座やイベントを実施することで、地域の大切な資源である大学との連携をより一層強化し、スポーツを経緯とした区内各地域の魅力の向上につなげていきます。	学習・スポーツ課

◇事業名：区と大学の実施事業における相互協力

事業内容	所管課
区や大学がそれぞれ実施するスポーツに関連した事業に対して、可能な範囲で相互に協力体制を築くことで、スポーツをきっかけとした地域におけるにぎわいの創出につなげていきます。大学の教室や関連施設の活用、大学で行われるゼミの聴講、区と大学が連携した講座の開催など、区のイベントへの大学の参画など、様々な形で協力の形を構築していきます。	学習・スポーツ課

◇事業名：学生のスポーツ推進委員の委嘱

事業内容	所管課
地域のスポーツ振興において中核的役割を担うスポーツ推進委員に区内大学の学生を委嘱することで、区内大学と一緒に地域におけるスポーツの推進を進め、スポーツを通じた地域活性化の気運を向上させていきます。	学習・スポーツ課

③民間スポーツ施設との連携強化

区立体育施設だけに限らず、区内に点在する民間のスポーツ施設、スポーツクラブとの連携体制を構築し、身近な場所でスポーツに親しむことができる環境があることを発信していくことによって、活力ある地域の創出につなげていきます。

取組事業

◇事業名：民間スポーツ施設と連携したスポーツ施策の展開

事業内容	所管課
区が行うスポーツイベント実施時における民間スポーツ施設やスポーツクラブとの連携体制の構築や、区立体育施設の指定管理事業者が運営しているスポーツクラブの利用案内を行うなど、民間スポーツ施設と連携することによって、多くの方が身近な場所でスポーツに親しむことができる気運を高め、スポーツを通じた豊かな生活の実現につなげていきます。	学習・スポーツ課

施策3 スポーツを通じた都市交流の推進

豊島区は、海外や国内に多くの交流都市があります。スポーツ交流大会などを通じてお互いの住民同士の交流を深めていますが、今後もスポーツを通じた交流を継続していくことはもちろんのこと、スポーツによる交流を通して、お互いの都市の魅力を感じることができる取り組みを進めていきます。

▷施策の方向性

①スポーツ大会、スポーツイベントを通じた相互交流の促進

交流都市との間で定期的に行われるスポーツ交流大会、お互いの住民が参加することが可能なスポーツイベントを通じて交流を深めていきます。また、交流大会やイベントの実施を通じてお互いの都市の魅力が発信され、住民同士の相互交流が盛んになることで、スポーツを通じた地域活性化の促進と循環の創出による持続発展する環境づくりを目指します。

取組事業

◇事業名：都市交流を契機としたスポーツ交流事業の実施

事業内容	所管課
姉妹都市である埼玉県秩父市との交流親善大会や交流レクリエーション大会の実施、長野県箕輪町からの目白ロードレースへの参加など、区の都市交流を契機として様々な交流事業が行われることで、競技力の向上を図るとともに、スポーツを通じた相互交流と都市の魅力発信につなげていきます。	学習・スポーツ課 文化観光課

◇事業名：城北五区親善交流大会の実施

事業内容	所管課
豊島区と近隣自治体の間でスポーツ交流大会を開催することで、競技力の向上を図るとともに、スポーツを通じた自治体間の交流促進につなげていきます。	学習・スポーツ課

施策4 学校部活動地域移行の推進

令和5年度から段階的に実施されている学校部活動の地域移行について、子どもたちがスポーツ活動を通じて生涯の基盤を作り、豊かな人間性を育むことにつながるよう、教育委員会と連携し、スポーツ関連団体や民間企業などの協力も得ながら、継続してスポーツに親しむことのできる機会を創出していきます。

▷施策の方向性

①スポーツ関連団体との協力体制の構築

学校部活動の地域移行が進むと、学校以外の地域に部活動が託される形となり、地域のスポーツ関連団体などの協力が不可欠となります。区内のスポーツ関連団体との協力体制を築き、子どもたちがスポーツに親しむことができる環境を整えていきます。

取組事業

◇事業名：スポーツ関連団体と連携した指導者派遣

事業内容	所管課
各学校の状況に合わせて指導者を配置することができるよう、豊島区スポーツ協会やスポーツ推進委員など区内スポーツ関連団体と連携し、指導者の人材バンクの仕組みを整え、部活動指導員及び外部指導員として派遣を行うことで、子どもたちがスポーツを続けていくことができる環境を整えます。	学習・スポーツ課 放課後対策課

◇事業名：指導者の質の確保

事業内容	所管課
豊島区スポーツ協会などと連携し、部活動指導として派遣する指導員に対し、指導者講習の受講を義務化するなど、指導者としての質を確保し、コンプライアンスが保持され適切な部活動指導が行われる環境を整えます。	学習・スポーツ課 放課後対策課

②民間企業との協力体制の構築

産官学連携コンソーシアムのチームとしみの参加企業など、民間企業とも協力体制を築きながら学校部活動の地域移行を進めていくことで、子どもたちが継続してスポーツを行うことができる環境の確保と、スポーツに対するより一層のモチベーションの向上につなげていきます。

取組事業

◇事業名：スポーツを通じた連携を行う民間企業やクラブチームからの指導者派遣

事業内容	所管課
これまでスポーツを通じて区と連携している民間企業や、連携協定を締結する民間企業やクラブチームなどから部活動指導者の派遣を受けるための仕組みを構築することで、子どもたちのスポーツ実施環境が確保されるだけでなく、より具体的な技術指導を受けることが可能になるなど、子どもたちの競技力の向上や継続してスポーツに親しむためのモチベーション向上につながる機会としていきます。	学習・スポーツ課 放課後対策課 シティ・プロモーション課

◇事業名：適切な指導が行われるための環境整備

事業内容	所管課
民間企業からの指導者派遣を受けるにあたり、適切な部活動指導が行われるよう、指導者講習の受講徹底や、学校教員との役割分担の明確化などを行うことで、子どもたちが安心してスポーツに親しむことができる環境を整えていきます。	学習・スポーツ課 放課後対策課

としらしさを生かした取組事業

豊島区スポーツ推進計画では大きな基本目標を3つ定め、それぞれの取組事業を展開しながら基本理念の実現を目指していきます。数多くの事業があるなかで、豊島区全体として力を入れている施策に関連する事業や、豊島区ならではの特色が生かされている事業など、「としらしさ」を生かした施策をピックアップしていきます。

子どもに関する取組事業

基本目標	施策名
基本目標 1 誰もが生涯を通じてスポーツに親しむことができるまちの実現	施策 2 子どものスポーツ活動の推進 【ページ番号 P51～P54】

アーバンスポーツに関する取組事業

基本目標	施策名
基本目標 1 誰もが生涯を通じてスポーツに親しむことができるまちの実現	施策 8 新たなスポーツの普及啓発 【ページ番号 P69】
基本目標 3 スポーツを通じた地域活性化と持続可能社会の実現	施策 2 企業・大学等との連携 【ページ番号 P83～P85】

e スポーツに関する取組事業

基本目標	施策名
基本目標 1 誰もが生涯を通じてスポーツに親しむことができるまちの実現	施策 4 高齢者のスポーツ活動の推進 【ページ番号 P58～P61】
基本目標 1 誰もが生涯を通じてスポーツに親しむことができるまちの実現	施策 5 障害者のスポーツ活動の参加促進 【ページ番号 P62～P64】
基本目標 1 誰もが生涯を通じてスポーツに親しむことができるまちの実現	施策 8 新たなスポーツの普及啓発 【ページ番号 P69】
基本目標 3 スポーツを通じた地域活性化と持続可能社会の実現	施策 2 企業・大学等との連携 【ページ番号 P83～P85】

外国人に関する取組事業

基本目標	施策名
基本目標 2 スポーツを通じた多様性の実現と人と人が支え合う共生社会の実現	施策 4 外国籍の方々のスポーツ活動の推進 【ページ番号 P78～P79】

大学連携に関する取組事業

基本目標	施策名
基本目標 2 スポーツを通じた多様性の実現と人と人が支え合う共生社会の実現	施策 2 スポーツ活動を支える人材の育成、支援 【ページ番号 P74～P76】
基本目標 2 スポーツを通じた多様性の実現と人と人が支え合う共生社会の実現	施策 4 外国籍の方々のスポーツ活動の推進 【ページ番号 P78～P79】
基本目標 3 スポーツを通じた地域活性化と持続可能社会の実現	施策 2 企業・大学等との連携 【ページ番号 P83～P85】

マンガ・アニメに関する取組事業

基本目標	施策名
基本目標 3 スポーツを通じた地域活性化と持続可能社会の実現	施策 2 企業・大学等との連携 【ページ番号 P83～P85】

部活動地域移行に関する取組事業

基本目標	施策名
基本目標 3 スポーツを通じた地域活性化と持続可能社会の実現	施策 4 学校部活動地域移行の推進 【ページ番号 P86～P88】

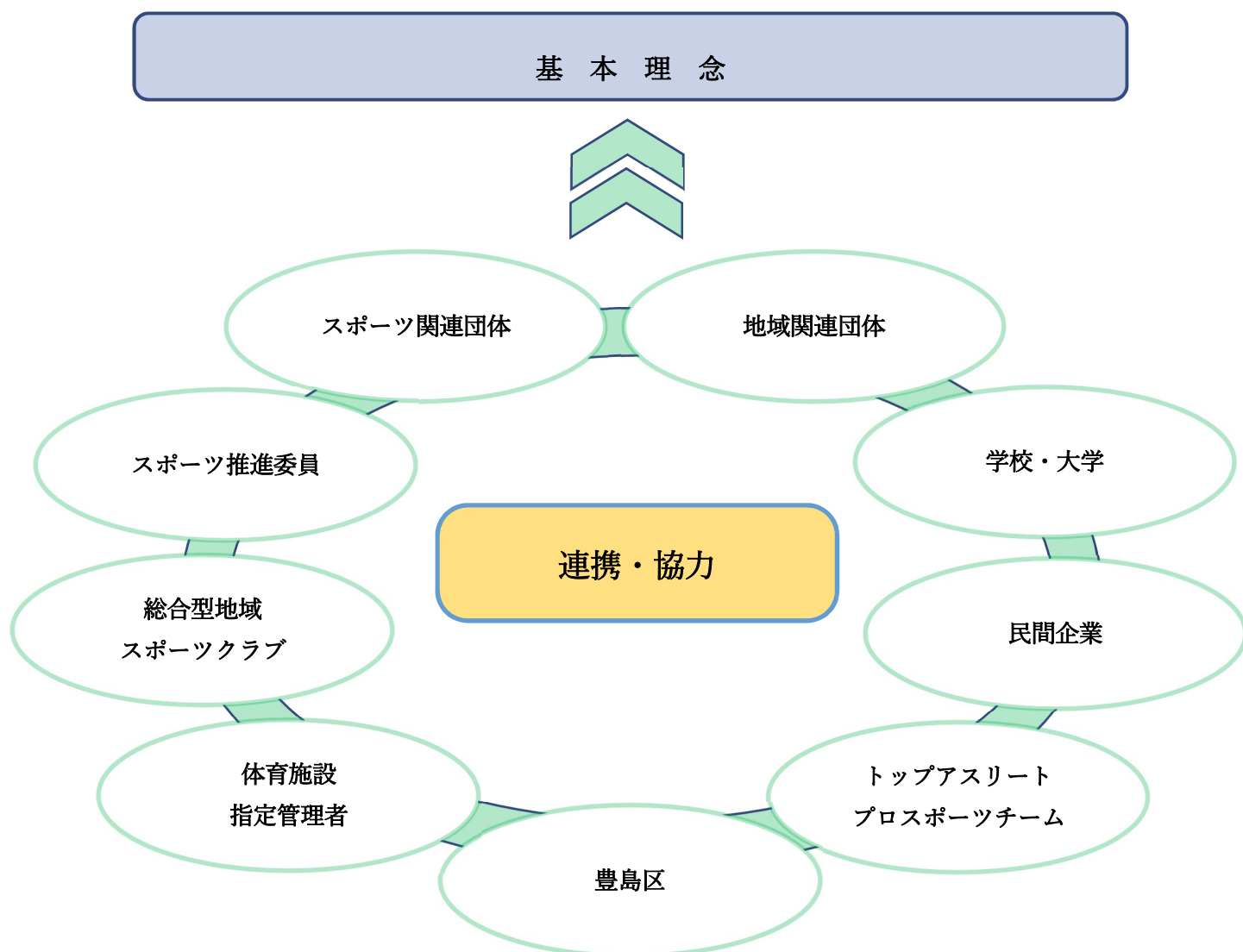
第4章

計画の推進体制

第4章 計画の推進体制

1. 計画の推進体制及び進捗管理

「豊島区スポーツ推進計画」を推進し、基本理念「 」を実現していくために、区だけでなく地域のスポーツ関係団体、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ推進委員、民間企業、大学、学校など、数多くの主体が相互に連携、協力しながら取り組みを進めていくことが求められます。本計画の理念やスポーツを通じて実現を目指すまちの姿などを理解、共有し、各主体が相互に連携しあうことで、施策内容を着実に実施していきます。



2. 計画の評価と見直し

豊島区スポーツ推進計画の 3 つの基本目標に対し、進捗状況を測るための成果指標を基本目標ごとに設定し、各施策の進捗状況の確認と評価を行っていきます。進捗状況の確認と評価にあたっては、スポーツ推進計画の進捗状況を確認する委員会を設置し、毎年度評価を実施していきます。スポーツ推進計画の進捗状況について毎年度評価を行いながら、社会情勢の変化なども踏まえ、令和 11 年度（2029 年度）にスポーツ推進計画の中間見直しを実施します。

計画の進捗状況を測る成果指標

基本目標	成果指標
基本目標 1 誰もが生涯を通じてスポーツに親しむことができるまちの実現	・「生涯スポーツ推進事業」への参加者数 ・区立体育施設利用者数 ・週 1 日以上スポーツを実施する区民（成人）の割合
基本目標 2 スポーツを通じた多様性の実現と人と人が支え合う共生社会の実現	・「地域でスポーツに親しむ環境や機会がある」と思う区民の割合 ・パラスポーツ。インクルーシブスポーツ体験イベントなどの実施数、イベント参加者数
基本目標 3 スポーツを通じた地域活性化と持続可能社会の実現	・企業や大学などと連携して実施した事業の実施数 ・都市交流を契機としたスポーツ交流事業の実施数

第5章

参考資料

参考資料

1. 豊島区スポーツ推進計画策定委員会 設置要綱

豊島区スポーツ推進計画策定委員会設置要綱

平成 26 年 3 月 25 日

文 化 商 工 部 長 決 定

制 定 平成 26 年 3 月 25 日

改 正 令和 6 年 2 月 21 日

(設置)

第 1 条 スポーツ基本法第 10 条の規定に基づく豊島区のスポーツ推進計画（以下「計画」という。）を策定するため、豊島区スポーツ推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他、区長が必要と認めること。

(構成)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱又は任命する委員をもって構成する。

- | | |
|----------------------------------|-------|
| (1) 学識経験者 | 3 名以内 |
| (2) スポーツ・レクリエーション団体及び関係団体等が推薦する者 | 8 名以内 |
| (3) 公募による区民 | 3 名以内 |
| (4) 豊島区職員 | 5 名以内 |

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から第 2 条に定める計画の策定作業完了の日までとする。

(組織等)

第5条 委員会に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により選任する。

3 副会長は、会長が指名する。

4 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集する。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、又は他の方法により、その意見を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、文化商工部学習・スポーツ課が処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年3月1日から施行する。

2. 豊島区スポーツ推進計画策定委員会 委員

任期：令和6年4月23日から令和7年3月31日

No.	区分	名 前	所属・肩書き等
1	学識経験者	◎松尾 哲矢	立教大学教授
2		○亀山 有希	日本体育大学准教授
3		村本 宗太郎	立教大学助教
4	関係団体	木津 美佳	豊島区スポーツ協会副会長・専務理事
5		佐藤 妙子	豊島区スポーツ推進委員協議会
6		本山 美子	豊島区レクリエーション協会
7		武井 悦子	豊島区障害者団体連合会
8		米田 久美子	地域開放施設利用団体代表
9		井出 千晴	豊島区立さくら小学校長
10		鎌田 智義	豊島区立巣鴨北中学校長
11	区民公募	高間 祥文	公募
12		中村 真喜子	公募
13	区職員	渡邊 圭介	文化商工部長
14		田中 真理子	福祉部長
15		木山 弓子	健康部長
16		活田 啓文	子ども家庭部長
17		兒玉 辰哉	教育部長

◎会長 ○副会長

3. 豊島区スポーツ推進計画策定委員会 審議経過

	開催日	主な議題
第1回	令和6年4月23日	・スポーツ推進計画策定委員会の運営について ・スポーツに関する意識調査の結果報告 ・スポーツ庁、東京都の計画の動向について ・現行計画の評価とフィードバック
第2回	令和6年5月28日	・豊島区の現状と課題について ・計画の構成について ・計画の基本方針、スポーツの定義について ・計画の施策内容について
第3回	令和6年6月28日	・豊島区基本構想・基本計画の理念とまちづくりの方向性について ・スポーツ推進計画の位置付けと計画年数、評価と見直しについて ・スポーツ推進計画の施策内容と取組事業について
第4回	令和6年8月27日	・スポーツの定義、豊島区のeスポーツの考え方について ・基本目標に対する成果指標、数値目標について ・豊島区スポーツ推進計画骨子案について
第5回	令和6年11月7日	・豊島区スポーツ推進計画素案について ・基本理念について ・パブリックコメントの実施について
第6回	令和7年○月○日	

4. 豊島区民のスポーツに関する意識調査結果(抜粋)